官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○商業登記規則等の一部を改正する省令（法務二）　一
〔規　則〕
○人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を改正する人事院規則（人事院一一―四―一〇）　四
〔法規的告示〕
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（内閣府三）　六
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和五年こども家庭庁告示第九号）を廃止する件（こども家庭庁三）　四
○基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件（総務九）　五
○基幹放送普及計画の一部を変更する件（同一〇）　七
〔官庁報告〕
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和六十年人事院公示第二号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、特定空家等の除却命令、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　五
会社その他
会社決算公告　六

省令

○法務省令第二号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第百四十八条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、商業登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月十六日

法務大臣　平口　洋

商業登記規則等の一部を改正する省令

（商業登記規則の一部改正）

第一条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（設立の登記の申請の特例） **第三十五条の四**　設立の登記（会社の組織変更又は持分会社の種類の変更による設立の登記を除く。）の申請をする者は、その申請の日の翌日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下この条において同じ。）であるときは、当該行政機関の休日（当該行政機関の休日の翌日以降も引き続き行政機関の休日であるときは、そのうちいずれか一の日）をその登記の日とすることを求めることができる。この場合には、申請書にその旨及びその求める登記の日を記載しなければならない。 （申請書に添付すべき電磁的記録） **第三十六条**　［略］ ［２～５　略］ ６　第三十五条の三第三項の規定は、第一項の電磁的記録媒体に準用する。	［条を加える。］ （申請書に添付すべき電磁的記録） **第三十六条**　［同上］ ［２～５　同上］ ６　前条第三項の規定は、第一項の電磁的記録媒体に準用する。

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則の一部改正）

第二条　投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則の準用） **第八条**　商業登記規則第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項、第十二項及び第十三項、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段及び第二項を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号及び第五号を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項第二号を除く。）、第二十二条第一項前段及び第二項、第二十七条から第二十九条まで、第三十条（第一項第四号を除く。）、第三十一条、第三十一条の二、第三十二条から第三十五条の三まで、第三十六条、第三十六条の三から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十条から第八十一条の二まで、第八十四条、第八十七条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで並びに第百十八条の規定は、組合契約の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の五第三項、第二十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二項中「被証明事項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）第三条第一項各号に掲げる事項（同条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第四号に掲げる事項を除き、同条第二項各号に定める事項を含む。）」と、同規則第九条第九項中「後見人」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、同規則第三十三条の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則第	（商業登記規則の準用） **第八条**　商業登記規則第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項、第十二項及び第十三項、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段及び第二項を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号及び第五号を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項第二号を除く。）、第二十二条第一項前段及び第二項、第二十七条から第二十九条まで、第三十条（第一項第四号を除く。）、第三十一条、第三十一条の二、第三十二条から第三十六条まで、第三十六条の三から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十条から第八十一条の二まで、第八十四条、第八十七条、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで並びに第百十八条の規定は、組合契約の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の五第三項、第二十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二項中「被証明事項」とあるのは「投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則第三条第二項第一号及び第

三条第二項第一号及び第二号に掲げる者」と、同規則第五十条第一項中「商号」とあるのは「組合の名称」と、同規則第百一条第二項中「後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）又は管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「投資事業有限責任組合の無限責任組合員若しくは清算人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）又は有限責任事業組合の組合員若しくは清算人（当該組合員又は清算人が法人である場合にあつては、当該組合員又は清算人の職務を行うべき者）」と読み替えるものとする。

（限定責任信託登記規則の一部改正）

第三条　限定責任信託登記規則（平成十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則の準用） **第八条**　商業登記規則第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項及び第十一項から第十三項まで、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十条まで、第十一条、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号及び第五号を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項第二号を除く。）、第二十二条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条（第一項第四号を除く。）、第三十一条、第三十一条の二、第三十二条から第三十五条の三まで、第三十六条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十一条、第八十一条の二、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、限定責任信託の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の四第一項、第九条の五第三項、第二十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二項第一号中「被証明事項」とあるのは「限定責任信託登記規則（平成十九年法務省令第四十六号）第三条第一項各号に掲げる事項（同条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第四号に掲げる事項を除き、同条第二項各号に定める事項を含む。）」と、同規則第九条第九項中「後見人」とあるのは「限定責任信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人又は清算受託者」と、同条第十項並びに同規則第九条の四第二項、第百一条第二項及び第百十一条（見出しを含む。）中「管財人等」とあるのは「破産管財人等」と、同規則第九条の四第二項及び第百一条第二項中「後見人」とあるのは「限定責任信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人若しくは清算受託者」と、同規則第九条の六第一項中「第九条第一項及び第七項、第九条の四第一項並びに第九条の五第三項」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第一項及び第二項並びに同規則第八条において準用する第九条第七項、第九条の四第一項及び第九条の五第三項」と、同規則第二十二条第一項中「第九条第二項及び第九条の四第二項」とあるのは「第九条の四第二項」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第二項各号に掲げる者」と、同規則第五十条第一項中「商号」とあるのは「限定責任信託の名称」と、同規則第八十一条第一項第一号中「解散」とあるのは「終了」と、同規則第八十一条の二第一項、第二項第一号、第四項、第七項及び第九項中「役員（取締役、監査役、執行役、会計参与又は会計監査人をいう。以下この条において同	（商業登記規則の準用） **第八条**　商業登記規則第一条の二第一項及び第二項、第一条の三から第六条まで、第九条第三項、第四項、第六項、第七項、第九項及び第十一項から第十三項まで、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十条まで、第十一条、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号及び第五号を除く。）、第二十条、第二十一条（第三項第二号を除く。）、第二十二条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条（第一項第四号を除く。）、第三十一条、第三十一条の二、第三十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第六十五条第一項及び第三項、第八十一条、第八十一条の二、第九十八条から第百四条まで、第百五条の二から第百九条まで、第百十一条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、限定責任信託の登記について準用する。この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と、同規則第九条第六項及び第七項、第九条の四第一項、第九条の五第三項、第二十二条第一項、第三十二条の二、第三十三条の五並びに第三十三条の六第二項第一号中「被証明事項」とあるのは「限定責任信託登記規則（平成十九年法務省令第四十六号）第三条第一項各号に掲げる事項（同条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第四号に掲げる事項を除き、同条第二項各号に定める事項を含む。）」と、同規則第九条第九項中「後見人」とあるのは「限定責任信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人又は清算受託者」と、同条第十項並びに同規則第九条の四第二項、第百一条第二項及び第百十一条（見出しを含む。）中「管財人等」とあるのは「破産管財人等」と、同規則第九条の四第二項及び第百一条第二項中「後見人」とあるのは「限定責任信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人若しくは清算受託者」と、同規則第九条の六第一項中「第九条第一項及び第七項、第九条の四第一項並びに第九条の五第三項」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第一項及び第二項並びに同規則第八条において準用する第九条第七項、第九条の四第一項及び第九条の五第三項」と、同規則第二十二条第一項中「第九条第二項及び第九条の四第二項」とあるのは「第九条の四第二項」と、同規則第三十三条の三第三号中「管財人等の職務を行うべき者として指名された者」とあるのは「限定責任信託登記規則第三条第二項各号に掲げる者」と、同規則第五十条第一項中「商号」とあるのは「限定責任信託の名称」と、同規則第八十一条第一項第一号中「解散」とあるのは「終了」と、同規則第八十一条の二第一項、第二項第一号、第四項、第七項及び第九項中「会社の代表者」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と、同条第一項中「役員（取締役、監査役、執行役、会計参与又は会計監査人をいう。以下この条において同じ。）又は清算人」とあるのは「限

じ。）又は清算人」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人又は清算受託者」と、同条第一項、第二項第二号及び第三号並びに第六項中「役員又は清算人」とあるのは「限定責任信託の受託者、会計監査人又は清算受託者」と、同条第二項第一号中「会社の商号及び本店の所在場所」とあるのは「限定責任信託の名称及び事務処理地」と、同条第七項及び第九項中「会社の登記簿」とあるのは「限定責任信託の登記簿」と、同条第十項中「清算人」とあるのは「清算受託者」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年二月二日から施行する。

（設立の登記の申請の特例に関する規定の適用除外）

第二条　第一条の規定による改正後の商業登記規則第三十五条の四の規定は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第四十六条の規定による設立の登記には、適用しない。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年一月十六日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一一―四―一〇

人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（休職の期間） **第五条**　（略） ２　（略） ３　第三条第一項第一号及び第三号の規定による休職の期間が引き続き三年に達する際特に必要があるときは、任命権者は、二年を超えない範囲内において、人事院の承認を得て、休職の期間を更新することができる。当該人事院の承認を得て更新した休職の期間が二年に満たない場合においては、任命権者は、必要に応じ、その期間の初日から起算して二年を超えない範囲内において、再度これを更新することができる。ただし、同項第一号の規定による休職の期間が引き続き三年に達する際に、同号に規定する調査、研究、指導又は業務の終了の遅延等の事由により、引き続き三年を超え三年三月を超えない範囲内において休職の期間を更新する必要がある場合は、第一項及びこの項本文の規定にかかわらず、任命権者は、引き続き三年三月を超えない範囲内において、当該休職の期間を更新することができる。 ４　第三条第一項第二号の規定による休職及び前項本文の規定に基づく同条第一項第三号の規定による休職の期間が引き続き五年に達する際、やむを得ない事情があると人事院が認めるときは、任命権者は、人事院の承認を得て定める期間これを更新することができる。 ５　第三条第二項の規定による休職の期間は、定員に欠員が生ずるまでの間とする。この場合において、欠員の数が同項の規定による休職者の数より少ないときは、いずれの休職者について欠員を生じたものとするかは、任命権者が定めるものとする。	（休職の期間） **第五条**　（略） ２　（略） ３　第三条第一項第一号及び第三号の規定による休職の期間が引き続き三年に達する際特に必要があるときは、任命権者は、二年を超えない範囲内において、人事院の承認を得て、休職の期間を更新することができる。この更新した休職の期間が二年に満たない場合においては、任命権者は、必要に応じ、その期間の初日から起算して二年を超えない範囲内において、再度これを更新することができる。 ４　第三条第一項第二号の規定による休職及び前項の規定に基づく同条第一項第三号の規定による休職の期間が引き続き五年に達する際、やむを得ない事情があると人事院が認めるときは、任命権者は、人事院の承認を得て定める期間これを更新することができる。 ５　第三条第二項の規定による休職の期間は、定員に欠員が生ずるまでの間とする。この場合において、欠員の数が同条同項の規定による休職者の数より少ないときは、いずれの休職者について欠員を生じたものとするかは、任命権者が定めるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和八年三月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

2　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

一～三　（略）

四　分限

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）
規則一一―四（職員の身分保障）			
（略）	（略）	（略）	（略）
第五条第三項本文又は第四項の承認に関する文書	人事院規則一一―四第三条第一項第一号の規定による休職の期間の更新承認申請書 人事院規則一一―四第三条第一項第三号の規定による休職の期間の更新承認申請書 人事院規則一一―四第三条第一項第二号の規定による休職の期間の更新期間の設定承認申請書 人事院規則一一―四第三条第一項第三号の規定による休職の期間の更新期間の設定承認申請書 これらの申請に対する承認の文書	休職が終了する日に係る特定日以後三年	廃棄

五～二十　（略）

備考

一～五　（略）

改正前

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

一～三　（略）

四　分限

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）
規則一一―四（職員の身分保障）			
（略）	（略）	（略）	（略）
第五条第三項又は第四項の承認に関する文書	人事院規則一一―四第三条第一項第一号の規定による休職の期間の更新承認申請書 人事院規則一一―四第三条第一項第三号の規定による休職の期間の更新承認申請書 人事院規則一一―四第三条第一項第二号の規定による休職の期間の更新期間の設定承認申請書 人事院規則一一―四第三条第一項第三号の規定による休職の期間の更新期間の設定承認申請書 これらの申請に対する承認の文書	休職が終了する日に係る特定日以後三年	廃棄

五～二十　（略）

備考

一～五　（略）

法規的告示

○内閣府告示第三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定め、令和五年度分の補助金等から適用する。

令和八年一月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。

別表

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
母子保健衛生費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇年
			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は体育館用のもの	四七年
			飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三四年
			飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	
			その他のもの	四一年
			店舗用のもの	三九年
			病院用のもの	三九年
			公衆浴場用のもの	三一年
			工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
			塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの（冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二四年
			その他のもの	三八年
母子家庭等対策費補助金				
障害児入所給付費等負担金				
こども政策推進事業費補助金				
こども家庭行政推進調査事業費補助金				
こども家庭科学研究費補助金				
地域少子化対策重点推進交付金				
児童育成事業費補助金				
児童福祉施設等災害復旧費補助金				
就学前教育・保育施設整備交付金				
保育所等整備交付金				
保育対策事業費補助金				
児童福祉事業対策費等補助金				
児童保護費負担金				
次世代育成支援対策施設整備交付金				
沖縄振興公共投資交付金				
社会福祉施設等施設整備費補助金				
社会福祉施設等災害復旧費補助金				
認定こども園施設整備交付金				
私立学校施設整備費補助金				
学校施設環境改善交付金				
妊婦のための支援給付事業費補助金				
子どものための教育・保育給付費補助金				
子どものための教育・保育給付交付金				
仕事・子育て両立支援事業費補助金				
子ども・子育て支援交付金				
子ども・子育て支援施設整備交付金				
子ども・子育て支援事業費補助金				
子ども・子育て支援対策推進事業費補助金				
福島再生加速化交付金				
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一年
			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八年
			飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三八年
			旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三六年
			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三四年
			公衆浴場用のもの	三〇年
			工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
			塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	二二年
			その他のもの	三四年
		金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三八年
			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三四年
			飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三一年
			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三一年
			旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二九年
			公衆浴場用のもの	二七年

被災者支援総合交付金	

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二〇年
その他のもの	三一年
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三〇年
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二七年
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二五年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五年
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二四年
公衆浴場用のもの	一九年
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一五年
その他のもの	二四年
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二年
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九年
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九年
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七年
公衆浴場用のもの	一五年
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一二年
その他のもの	一七年
木造又は合成樹脂造のもの	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二四年
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二二年
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二〇年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一七年
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七年
公衆浴場用のもの	一二年

建物附属設備			
電気設備（照明設備を含む。）	木骨モルタル造のもの		
		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二年
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二〇年
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九年
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又は畜場用のもの	一五年
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一五年
		公衆浴場用のもの	一一年
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	七年
		その他のもの	一四年
蓄電池電源設備			六年
その他のもの			一五年
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	九年
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	
		その他のもの	一五年

構築物			
発電用又は送配電用のもの	小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）		三〇年
	その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）		五七年
	汽力発電用のもの（岩壁、桟橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）		四一年
	送電用のもの		
	地中電線路		二五年
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの		一八年
	その他のもの		一〇年
可動間仕切り	簡易なもの		三年
	その他のもの		一五年
アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの		一五年
	その他のもの		八年
エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備			一二年
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備			八年
昇降機設備	エレベーター		一七年
	エスカレーター		一五年
給排水又は衛生設備及びガス設備			一五年
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のものに限る。）		一三年
	その他のもの		一五年

塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	三六年
配電用のもの	
鉄塔及び鉄柱	五〇年
鉄筋コンクリート柱	四二年
木柱	一五年
配電線	三〇年
引込線	二〇年
添架電話線	三〇年
地中電線路	二五年
競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	
スタンド	
主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	四五年
主として鉄骨造のもの	三〇年
主として木造のもの	一〇年
ネット設備	一五年
野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	三〇年
水泳プール	三〇年
その他のもの	
児童用のもの	
滑り台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	一〇年

その他のもの	一五年
その他のもの	
主として木造のもの	一五年
その他のもの	三〇年
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	
橋	六〇年
岸壁、桟橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水槽及び用水用ダム	五〇年
下水道、煙突及び焼却炉	三五年
その他のもの	六〇年
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	
岸壁、桟橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水槽	三〇年
下水道、飼育場及び塀	一五年
引湯管	一〇年
その他のもの	四〇年
れんが造のもの（前掲のものを除く。）	
防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル	五〇年
煙突、煙道、焼却炉、塀及び爆発物用防壁	七年
塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	二五年
その他のもの	四〇年
その他のもの	

石造のもの（前掲のものを除く。）	
岸壁、桟橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池	五〇年
下水道、塀及び爆発物用防壁	三五年
その他のもの	五〇年
土造のもの（前掲のものを除く。）	
防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道	四〇年
下水道	一五年
その他のもの	四〇年
金属造のもの（前掲のものを除く。）	
橋（はね上げ橋を除く。）	四五年
はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	二五年
サイロ	二二年
送配管	
鋳鉄製のもの	三〇年
鋼鉄製のもの	一五年
ガス貯槽	
液化ガス用のもの	一〇年
その他のもの	二〇年
薬品貯槽	
塩酸、弗酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	八年
有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	一〇年
アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	一五年

水槽及び油槽	
鋳鉄製のもの	二五年
鋼鉄製のもの	一五年
浮ドック	二〇年
飼育場	一五年
つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、塀、街路灯及びガードレール	一〇年
露天式立体駐車設備	一五年
その他のもの	四五年
合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	
	一〇年
木造のもの（前掲のものを除く。）	
橋、塔、やぐら及びドック	一五年
岸壁、桟橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水槽、引湯管及び塀	一〇年
飼育場	七年
その他のもの	一五年
緑化施設及び庭園	
工場緑化施設	七年
その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	二〇年
舗装道路及び舗装路面	
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	一五年
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	一〇年
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
主として木造のもの	一五年
その他のもの	五〇年

車両及び運搬具	
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）	
自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）	
小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三年
その他のもの	
大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）	五年
その他のもの	四年
乗合自動車	五年
自転車及びリヤカー	二年
被けん引車その他のもの	四年
前掲のもの以外のもの	
自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	
小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	四年
その他のもの	
貨物自動車	
ダンプ式のもの	四年
その他のもの	五年
報道通信用のもの	五年
その他のもの	六年
二輪又は三輪自動車	三年
自転車	二年

器具及び備品	
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	
鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	
金属製のもの	七年
その他のもの	四年
フォークリフト	四年
トロッコ	
金属製のもの	五年
その他のもの	三年
その他のもの	
自走能力を有するもの	七年
その他のもの	四年
事務机、事務椅子及びキャビネット	
主として金属製のもの	一五年
その他のもの	八年
応接セット	
接客業用のもの	五年
その他のもの	八年
ベッド	八年
児童用机及び椅子	五年
陳列棚及び陳列ケース	
冷凍機付又は冷蔵機付のもの	六年
その他のもの	八年

その他の家具	
接客業用のもの	五年
その他のもの	
主として金属製のもの	一五年
その他のもの	八年
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五年
冷房用又は暖房用機器	六年
電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六年
氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	四年
カーテン、座布団、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三年
じゅうたんその他の床用敷物	
小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	三年
その他のもの	六年
室内装飾品	
主として金属製のもの	一五年
その他のもの	八年
食事又はちゅう房用品	
陶磁器製又はガラス製のもの	二年

事務機器及び通信機器	
謄写機器及びタイプライター	
孔版印刷又は印書業用のもの	三年
その他のもの	五年
電子計算機	
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四年
その他のもの	五年
複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	五年
その他の事務機器	五年
テレタイプライター及びファクシミリ	五年
インターホーン及び放送用設備	六年
電話設備その他の通信機器	
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	六年
その他のもの	一〇年
その他のもの	
主として金属製のもの	一五年
その他のもの	八年

時計、試験機器及び測定機器	時計	一〇年
	度量衡器	五年
	試験又は測定機器	五年
光学機器及び写真製作機器	オペラグラス	二年
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	五年
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八年
看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	三年
	マネキン人形及び模型	二年
	その他のもの	
	主として金属製のもの	一〇年
	その他のもの	五年
容器及び金庫	ボンベ	
	溶接製のもの	六年
	鍛造製のもの	
	塩素用のもの	八年
	その他のもの	一〇年
	ドラム缶、コンテナーその他の容器	
	大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。）	七年
	その他のもの	
	金属製のもの	三年

	その他のもの	二年
	金庫	
	手さげ金庫	五年
	その他のもの	二〇年
理容又は美容機器		五年
医療機器	消毒殺菌用機器	四年
	手術機器	五年
	血液透析又は血しょう交換用機器	七年
	ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	六年
	調剤機器	六年
	歯科診療用ユニット	七年
	光学検査機器	
	ファイバースコープ	六年
	その他のもの	八年
	レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	四年
	その他のもの	六年

その他のもの	三年
陶磁器製又はガラス製のもの	一〇年
主として金属製のもの	五年
その他のもの	
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	
玉突き用具	八年
パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	二年
碁、将棋、麻雀その他の遊戯具	五年
スポーツ具	三年
どん帳及び幕	五年
衣装、かつら、小道具及び大装具	二年
その他のもの	
主として金属製のもの	一〇年
その他のもの	五年
生物	
植物	
貸付業用のもの	二年
その他のもの	一五年
動物	
魚類	二年
鳥類	四年
その他のもの	八年

○こども家庭庁告示第三号

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和五年こども家庭庁告示第九号）は、廃止する。

令和八年一月十六日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

前掲のもの以外のもの			
映画フイルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード			二年
シート及びロープ			二年
きのこ栽培用ほだ木			三年
漁具			三年
葬儀用具			三年
楽器			五年
自動販売機（手動のものを含む。）			五年
無人駐車管理装置			五年
焼却炉			五年
その他のもの			
主として金属製のもの			一〇年
その他のもの			五年
機械及び装置			
通信業用設備			九年
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの			
主として金属製のもの			一七年
その他のもの			八年
無形減価償却資産			
ソフトウェア			
複写して販売するための原本			三年
その他のもの			五年
公害防止用減価償却資産			
構築物			一八年
機械及び装置			五年

○総務省告示第九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更し、令和八年四月一日から施行することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

令和八年一月十六日

総務大臣臨時代理
国務大臣　片山さつき

次の表により、変更前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを削る。

変更後	変更前
［第１　略］	［第１　同左］
第２　中波放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等	第２　中波放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等
１　日本放送協会の放送	１　日本放送協会の放送
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同左］
［削る］	(3)　教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数（kHz）	空中線電力（kW）
全国	親局		
	東京	693	500
	中継局		
	（北海道）		
	札幌	747	500
	函館	1467	1
	旭川	1602	1
	室蘭	1125	1
	釧路	1152	10
	帯広	1125	1
	北見	702	10
	稚内	1467	1
	名寄	1125	1
	遠別	1602	1
	（青森）		
	青森	1521	1
	八戸	1377	1
	（岩手）		
	盛岡	1386	10
	（宮城）		
	仙台	1089	10
	（秋田）		
	秋田	774	500
	（山形）		
	山形	1521	1
	鶴岡	1035	1

（福　島）		
福　　島	1602	1
郡　　山	1512	1
（新　潟）		
新　　潟	1593	10
（富　山）		
富　　山	1035	1
（石　川）		
金　　沢	1386	10
（福　井）		
福　　井	1521	1
（山　梨）		
甲　　府	1602	1
（長　野）		
長　　野	1467	1
松　　本	1512	1
飯　　田	1476	1
（岐　阜）		
高　　山	1125	1
（静　岡）		
静　　岡	639	10
浜　　松	1521	1
（愛　知）		
名　古　屋	909	10
（大　阪）		
大　　阪	828	300
（鳥　取）		
鳥　　取	1125	1
米　　子	1521	1
（島　根）		
松　　江	1593	10
（岡　山）		
岡　　山	1386	5
（広　島）		
広　　島	702	10
尾　　道	1602	1
（山　口）		
山　　口	1377	5
萩	1125	1

（香　川）		
高　松	1035	1
（愛　媛）		
松　山	1512	5
宇和島	1602	1
（高　知）		
高　知	1152	10
中　村	1521	1
（福　岡）		
北九州	1602	1
福　岡	1017	50
（長　崎）		
長　崎	1377	1
（熊　本）		
熊　本	873	500
人　吉	1602	1
（大　分）		
大　分	1467	1
（宮　崎）		
宮　崎	1467	1
延　岡	1602	1
（鹿児島）		
鹿児島	1386	10
名　瀬	1602	1
（沖　縄）		
那　覇	1125	10
石　垣	1521	1

［2　略］

［第３～第７　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［2　同左］

［第３～第７　同左］

○総務省告示第十号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第四項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更し、令和八年三月三十日から施行することとしたので、同条第五項の規定に基づき公示する。

令和八年一月十六日

総務大臣臨時代理
国務大臣　片山さつき

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

変更後	変更前
第１　基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項	第１　［同左］
［略］	［同左］

1　基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針 ⑴　国内放送の普及 ア　地上基幹放送 地上基幹放送については、地上基幹放送局（地上基幹放送をする無線局をいう。）を用いて行われる当該放送を国民に最大限に普及させるようにするため、次のとおりとする。 ㋐　中波放送 協会の放送については総合放送１系統の放送及び民間基幹放送事業者の放送については１系統の放送が、全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、２系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。 ［㋑～㋓　略］ ［イ・ウ　略］ ［⑵～⑷　略］ ［２・３　略］ ［第２　略］ 第３　基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標 ［１　略］ ２　国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標 ［⑴　略］ ⑵　地上基幹放送（デジタル放送以外の放送） ア　中波放送	1　［同左］ ⑴　［同左］ ア　［同左］ ［同左］ ㋐　中波放送 協会の放送については、総合放送及び教育放送各１系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については、１系統の放送が全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、２系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。 ［㋑～㋓　同左］ ［イ・ウ　同左］ ［⑵～⑷　同左］ ［２・３　同左］ ［第２　同左］ 第３　［同左］ ［１　同左］ ２　［同左］ ［⑴　同左］ ⑵　［同左］ ア　［同左］

基幹放送の区分			放送対象地域	放送系の数の目標
協会の放送	総合放送	広域放送	関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏の各区域	放送対象地域ごとに１
		県域放送	関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏に属する県を除く道県の各区域	放送対象地域ごとに１
［略］	［略］		［略］	［略］
			［略］	［略］
	［略］		［略］	［略］
			［略］	［略］

［同左］			［同左］	［同左］
［同左］	総合放送	広域放送	関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏の各区域	放送対象地域ごとに１
		県域放送	関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏に属する県を除く道県の各区域	放送対象地域ごとに１
	教育放送		全国	１
［同左］	［同左］		［同左］	［同左］
			［同左］	［同左］
	［同左］		［同左］	［同左］
			［同左］	［同左］

［イ～エ　略］ ［⑶～⑸　略］	［イ～エ　同左］ ［⑶～⑸　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第１号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和60年人事院公示第２号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年１月16日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
１　（略） ２　委任する権限及び所掌事務 一　人事院規則11－４（職員の身分保障）に規定する次に掲げる事項 ⑴～⑶　（略） ⑷　第５条第３項本文の規定に基づき、第３条第１項第１号又は第３号の規定による休職の期間の更新について承認すること。 ⑸～⑻　（略） 二　（略） ３　（略）	１　（略） ２　委任する権限及び所掌事務 一　人事院規則11－４（職員の身分保障）に規定する次に掲げる事項 ⑴～⑶　（略） ⑷　第５条第３項の規定に基づき、第３条第１項第１号又は第３号の規定による休職の期間の更新について承認すること。 ⑸～⑻　（略） 二　（略） ３　（略）

２　この決定による改正は、令和８年３月１日から効力を発生する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

免責許可決定

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項及び黒部市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例（平成27年条例第39号。以下「条例」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者等を確知できないため、同法第22条第10項及び同条例第19条第２項の規定により公告する。

令和８年１月16日　黒部市長　武隈　義一

１　建築物の所在等

住所　黒部市生地字上町230番地

構造　木造瓦葺２階建

２　所有者等に命じる必要な措置の内容

１の建築物については、軒が腐朽・破損していることや屋根ふき材が破損している状態であり、隣接する民家や周辺の道路に落下物や倒壊のおそれをもたらしており、当該状態が「そのまま放置すれば保安上危険となるおそれのある状態」に該当しているため、当該建築物の全部を除却し、適法に処理すること。

３　措置の期限　令和８年１月30日

期限までに措置が行われない場合は、黒部市長又はその措置を命じた者若しくは委任した者が措置を行う。その場合、措置に要した費用を所有者等から徴収する。

４　黒部市役所の掲示場への掲示

この公告の内容は、黒部市公告式条例第２条第２項に規定する富山県黒部市三日市1301番地の黒部市役所の掲示場において掲示する。

農業協同組合法第73条第４項で準用する同法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和８年１月16日

大分県知事　佐藤樹一郎

記

農事組合法人耶馬渓グランハ
　大分県中津市本耶馬渓町西谷1624番地の２
農事組合法人佐藤農園
　大分県宇佐市大字赤尾3284番地
農事組合法人中津藩米穀生産組合
　大分県宇佐市大字上敷田840番地の２
農事組合法人昌果園
　大分県宇佐市大字南宇佐1101番地
農事組合法人青葉
　大分県竹田市直入町大字長湯7773番地２
農事組合法人報恩会
　大分県竹田市荻町木下1456番地
農事組合法人ゆふいんふるさと農業振興会
　大分県由布市湯布院町中川335番地１
農事組合法人山茶花
　大分県由布市湯布院町川西4242番地
農事組合法人なみやなぎファーム
　大分県由布市湯布院町川上534番地
農事組合法人大分バイオマス循環事業センター
　大分市大字奥田字河原畑296番地４
農事組合法人丸山養豚場
　大分県臼杵市野津町大字原2112番地
農事組合法人広瀬水利組合
　大分県杵築市山香町大字広瀬607番地の１
農事組合法人山口水利組合
　大分県杵築市山香町大字内河野1654番地の２
農事組合法人東米麦生産組合
　大分県杵築市山香町大字小武451番地の１
農事組合法人グリーンランド九重
　大分県玖珠郡九重町大字田野1712番地の101
農事組合法人中部農園
　大分県玖珠郡九重町大字田野1712番地の101
農事組合法人吉富ブロイラ組合
　大分県日田市大字友田2557番地の２
農事組合法人九重高原ミンク生産組合
　大分県玖珠郡九重町大字田野1368の34番地
農事組合法人九重畜産組合
　大分県玖珠郡九重町大字松木161番地の１
農事組合法人川部模範牧場
　大分県玖珠郡玖珠町大字大隈989番地の５

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十二月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

札幌市南区川沿十五条二丁目四番一号

札幌興産株式会社

代表清算人　林　延明

解散公告

当組合は、令和七年十二月十九日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

岩手県滝沢市砂込三八九番地七

盛岡畜産農業協同組合

代表清算人　佐々木　勲

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

仙台市宮城野区榴岡一丁目六番三号

有限責任事業組合ＥＣプランニング

清算人　株式会社創プロ

職務執行者　大川　愼一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

山形県西置賜郡飯豊町大字白川四一〇番地の三

有限会社中津川淡水魚

清算人　宮　秀夫

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年十二月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

山形市七日町四丁目一五番二〇号ＣＯＲＥ－７４、二階　エイクスラボ株式会社

代表清算人　髙橋　太郎

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

茨城県神栖市知手中央十丁目九番二七号

有限会社グリーンフィールド

清算人　石田　悦江

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

埼玉県八潮市大字新町一一四番地二

株式会社ビクトリー

代表清算人　トラン・ホン・クアン

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

埼玉県秩父郡東秩父村大字安戸一九番地

秩父技研工業株式会社

代表清算人　久保田憲史

解散公告

当社は、令和八年一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

埼玉県久喜市本町五丁目一番三六号

長谷川建設株式会社

代表清算人　長谷川博久

解散公告

当法人は、令和八年一月十五日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

埼玉県八潮市大字伊勢野三七七番地五

特定非営利活動法人みもものまま

清算人　長尾友光子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

埼玉県北本市東間七丁目一九四番地

株式会社ＬｉｔｔｌｅＨａｖｅｎ

代表清算人　ムハッマド・タウフィク・ビン・アブデュル・アジズ

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

千葉県香取郡多古町十余三　三六三番地一の四

有限会社戸村工務店

清算人　小林真由美

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

千葉県市川市大和田五丁目七番一四号

株式会社喜多工務店

代表清算人　喜多　達哉

解散公告

当社は、令和七年十二月二十三日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

千葉県香取市府馬一九五三番地

合同会社のぞみ

清算人　行方　まさ

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人オケアノス

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　一般社団法人１７

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　エスティ１７合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都杉並区和泉二丁目五番四四―六〇五号マンション和泉苑

株式会社パルフラップ

代表清算人　入江　昌美

解散公告

当社は令和八年一月十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都品川区東大井四丁目一五番四号

有限会社直江パツキング製作所

代表清算人　直江　孝治

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都八王子市横山町九番一八号

川崎ミシン工業有限会社

清算人　川崎　敬子

解散公告

当社は、令和八年一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都板橋区坂下三丁目四番二一号Ｎ三〇五

ＭＳフォロー株式会社

代表清算人　篠塚　実

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都新宿区新宿五丁目一八番二〇号

ルックハイツ新宿八〇三号

Ｅａｓｔｒｅｅｔ株式会社

代表清算人　石田　和輝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルディング一階

Ｈｉｍａｗａｒｉ合同会社

清算人　松田　章良

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都台東区東浅草一丁目六番九―三〇二号ヴェルディーク浅草

株式会社ＫＪ　ＴＯＵＲ

代表清算人　李　炅鍾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都板橋区中丸町五七番二号サンライフ大山一〇二号室

合同会社オンプロ

清算人　梶谷　真一

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都江戸川区南小岩六丁目二八番一四号

杉本ビル五階　有限会社メイト音楽学院

清算人　河井　薫之

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都中央区日本橋三丁目六番二号日本橋フロント一Ｆ

ＷilsonHCG Talent Japan株式会社

代表清算人　オードリー・ジェネビーブ・パスカル・ララ

解散公告

当社は、令和七年十二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都文京区西片二丁目二一番三―三〇二

豊成株式会社

代表清算人　孫　蕾

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都江戸川区西小岩一丁目三番二一号

株式会社エイコー建装

代表清算人　岡田　正幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都目黒区下目黒三丁目五番二二号

株式会社クラフト

代表清算人　吉羽　清人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都中央区京橋二丁目一二―九寺沢ビル七階

栄泰亀戸不動産株式会社

代表清算人　徐　杰

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号新宿センタービル三二階

メルディアホテルズ・マネジメント株式会社

代表清算人　狩野　哲也

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都西東京市東町四丁目一五番一三号

有限会社四喜

清算人　眞野　進方

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

神奈川県横浜市磯子区東町一五番三二号

モンビル三〇五　ＲｅＣｏｒｅ合同会社

清算人　土橋旺之助

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

神奈川県川崎市高津区久地一丁目二三―八―二　ゾウＥＶレンタル株式会社

代表清算人　フォンゾウピョ

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目一二番七号

株式会社マルキ

代表清算人　清田　崇子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

神奈川県川崎市高津区下作延二丁目三二番一五―一〇二号ロイヤルシーズン梶ヶ谷Ⅱ

有限会社司悟製作所

清算人　遠藤　旬子

解散公告

当社は、令和七年十二月五日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

神奈川県横浜市神奈川区金港町五―一四

クアドリフォリオ八階

合同会社ジョウバンマネジメント

清算人　常盤　卓也

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

神奈川県相模原市南区文京二丁目九―一二

フローリッシュ三〇五号室

合同会社フルオプション

清算人　バトスフドルゴルスレン

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

新潟県長岡市高見町四三二七番地

オンヨネ興産有限会社

清算人　恩田　浩典

解散公告

当法人は、令和七年十二月十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

福井県あわら市花乃杜一丁目一五番二二号

特定非営利活動法人福井陸水生物研究会

清算人　松田　隆喜

解散公告

当組合は、平成二十三年十月二十四日存続期間の満了により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

長野県茅野市湖東二〇三〇番地一

カラマツストーブ普及有限責任事業組合

清算人　大谷　敏治

解散公告

当社は、令和七年十一月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

長野県上伊那郡宮田村五三五二番地九

有限会社スカイエム電化

清算人　間瀬優一郎

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

静岡県静岡市駿河区曲金六丁目一一番九号

有限会社ノザキ

清算人　野﨑　栄一

解散公告

当社は、令和七年十二月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

静岡県浜松市中央区初生町二三一番地の一六

サクセスセラーズ有限会社

清算人　吉田　正勝

第48期決算公告

令和７年12月15日

千葉県柏市北柏２丁目22―５

ミドリ安全柏株式会社

代表取締役　井口　裕弘

貸借対照表の要旨

（令和７年９月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	99,297
	固定資産	2,438
	資産合計	**101,736**
負債及び純資産の部	流動負債	65,312
	株主資本	36,424
	資本金	10,000
	利益剰余金	26,424
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	23,924
	（うち当期純利益）	(23,542)
	負債・純資産合計	**101,736**

解散公告

当社は、令和七年十二月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

静岡県浜松市天竜区二俣町二俣二〇六四番地

有限会社エス・ケー・エス

清算人　松本　治代

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

静岡県浜松市中央区篠原町四一六七番地

株式会社糀屋本店

代表清算人　鈴木　里史

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

愛知県瀬戸市新明町三五番地の一四

ＳｍａＩＬ株式会社

代表清算人　八鳥　信彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

愛知県知多郡美浜町美浜緑苑二丁目一三番地の七

有限会社豊明エンジニアリング

清算人　堀田　吉広

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

愛知県知多郡武豊町字迎戸一二九番地

株式会社サンキ

代表清算人　三井　美幸

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により令和七年十二月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

愛知県岡崎市欠町字河原田一番地三

岡崎魚株式会社

代表清算人　渡辺　英二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

名古屋市西区名西二丁目三一番一八号

有限会社リアル・クリード

清算人　金　允貞

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

名古屋市北区安井一丁目八番二八号

誠和興業有限会社

清算人　坂野　佳美

解散公告

当社は、令和七年十月二十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

滋賀県彦根市原町六〇〇番地三三

有限会社井手

清算人　井手　正嗣

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

大阪市西淀川区姫島二丁目四番一〇号パークアベニュー二階Ａ室

ＳＵＮＤＡＮＣＥ株式会社

代表清算人　陳　姝

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

大阪府東大阪市藤戸新田二丁目五番一四号

株式会社ヒューマンフーズ

代表清算人　石原　甲一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

大阪市平野区喜連六丁目七番二九号

エヌ・ケイ・エス商事株式会社

代表清算人　雪本　泰永

解散公告

当法人は、令和七年十二月三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

大阪府大阪市大正区小林西一丁目一番一号

特定非営利活動法人ジャパンアウトドアメディカルサポート

清算人　中川　泰一

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

大阪府富田林市藤沢台二丁目二番一〇二号

合同会社一鈴悠

清算人　太田　敏昭

第45期決算公告

令和７年12月15日

千葉県市川市南行徳１丁目２―18田口ビル１階

ミドリ安全千葉西株式会社

代表取締役　井口　裕弘

貸借対照表の要旨（令和７年９月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	519,003
	固定資産	13,752
	資産合計	**532,756**
負債及び純資産の部	流動負債	447,450
	株主資本	85,305
	資本金	10,000
	利益剰余金	75,305
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	72,805
	（うち当期純利益）	(72,470)
	負債・純資産合計	**532,756**

解散公告

当社は、令和七年十二月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

大阪市中央区道頓堀一丁目東五―七カシハラビル一Ｆ

Ｎ・Ｇ・Ｕ株式会社

代表清算人　壷阪　亮平

解散公告

当社は、令和七年十二月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

大阪市中央区内平野町二丁目二番七―六〇一号

盛和国際株式会社

代表清算人　宋　国兵

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

神戸市長田区大谷町三丁目二三番三八号

伯盛国際貿易株式会社

代表清算人　曹　偉

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日総社員の同意により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

和歌山市六十谷一三四六番地五〇

アイ・イー・エヌ合同会社

清算人　灰野　禎一

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

広島県府中市元町七七番地一

株式会社ＡｉｌｅＬｉｎＸ

代表清算人　小坂　和彦

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

広島市西区横川町三丁目三番五―四〇一号

ＮＰＯ法人国際スナフキン支援プロジェクト

清算人　道上　和生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方はは、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

香川県高松市国分寺町新名五五〇番地

株式会社讃昌エンジニアリング

代表清算人　松本　昌治

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

香川県丸亀市土器町東三丁目三八四番地

有限会社ミラノ靴店

清算人　大西　祐司

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

福岡市博多区中洲四―三―一中洲岡部ビル二号館九〇一号室

合同会社ＡＴＳ

清算人　笠井　厚士

解散公告

当社は、令和七年八月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

福岡県福岡市城南区鳥飼五丁目二番五三号

株式会社リックス・プランニング

代表清算人　梅野　典

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

北九州市小倉北区足原一丁目七番二―六〇四号

シーエルテクノロジー株式会社

代表清算人　有吉　昭憲

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

福岡県行橋市宮市町二番八号

有限会社ヘブンリー

清算人　西村　美紀

解散公告

当法人は、令和七年十一月二十九日に解散しました。当法人に債権がある方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。申出がない時は清算から除斥します。

令和八年一月十六日

福岡県小郡市松崎四一四番地二

特定非営利活動法人松崎歴史文化遺産保存会

清算人　黒岩　勝正

解散公告

当法人は、令和七年十一月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

福岡県飯塚市大日寺四一四番地の一一九

特定非営利活動法人静和会

代表清算人　迫田　功二

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

沖縄県国頭郡恩納村字山田一一三〇番地

新興陶房株式会社

代表清算人　上地健一郎

第51期決算公告　令和７年12月15日

千葉県市川市市川南２丁目８番８号

株式会社京葉ＫＳテック

代表取締役社長　原　和重

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,564,557
	固定資産	1,418,167
	資産合計	**2,982,725**
負債及び純資産の部	流動負債	1,167
	固定負債	156,506
	株主資本	2,524,358
	資本金	60,000
	資本剰余金	359,430
	利益剰余金	2,104,927
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,102,427
	（うち当期純利益）	(22,748)
	評価・換算差額等	300,692
	負債・純資産合計	**2,982,725**

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

沖縄県糸満市字真栄里二〇〇六番地一八号

株式会社ｏｎ　ｔｈｅ　ｒｏａｄ

代表清算人　叢林　砂羽

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月十八日理事三分の二以上の同意及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

北海道上川郡上川町新町七二番地

学校法人のぞみ学園

清算人　安藤　公遵

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十二月十八日茨城県知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

茨城県取手市小浮気二六番地三

取手市姥島土地区画整理組合

代表清算人　山﨑　昇一

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月十四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

大阪府枚方市宇山町八番一

ロイヤルシャトー枚方牧野管理組合法人

清算人　藤田　奈美

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月三日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

大阪府吹田市千里山東二丁目二七番一一号

医療法人松浦医院

清算人　松浦　寛

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月二十二日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

大阪市城東区古市二丁目三番二五号

医療法人上野外科

清算人　上野　愛子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月二十日開催の臨時社員総会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、令和七年十二月二十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

大阪市北区堂島二丁目二番八―三三〇一号

医療法人上田医院

清算人　上田裕紀子

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

兵庫県川西市花屋敷一丁目二四番一〇号

福田海運社

清算人　多田　順子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

兵庫県加古川市尾上町長田五一七番地の四八

医療法人社団松浦クリニック

清算人　松浦　省明

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月一日開催の臨時社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年十二月十六日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

福岡市中央区警固三丁目一三番三〇―五〇一号

医療法人石田内科循環器科医院

清算人　大坪　久恒

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月二十六日開催の定時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

熊本市中央区千葉城町五番一一号

シティマンションアルカサール千葉城管理組合法人　代表清算人　米村桂一郎

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月十二日大分地方裁判所の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

大分市大字今津留南町一一〇五の二七の二

良願寺

番地

清算人　青野　訓子

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十二月十九日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は本公告第一回掲載（令和八年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

長野県塩尻市大字広丘原新田二一五番地一二

塩尻市塩尻駅北土地区画整理組合

代表清算人　小口　学

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月二十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

愛知県豊橋市羽田町六二

宗教法人神習教直道大教会

清算人　佐々木若菜

第27期決算公告

令和8年1月16日　東京都品川区大崎一丁目11番1号

株式会社バリアンメディカルシステムズ

代表取締役　渡邉　隆史

貸借対照表の要旨（令和7年9月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	18,039	流動負債	3,471
固定資産	500	製品保証引当金	104
		賞与引当金	570
		固定負債	329
		退職給付引当金	92
		株主資本	14,738
		資本金	490
		資本剰余金	1,419
		資本準備金	1,419
		利益剰余金	12,828
		利益準備金	119
		その他利益剰余金	12,709
		（うち当期純利益）	(2,964)
資産合計	18,539	負債・純資産合計	18,539

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月一日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

大阪府東大阪市御厨栄町二丁目一三番二六号

医療法人秀和会

清算人　川端　力

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月十九日の大阪市保健所長の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

大阪市鶴見区今津南一丁目五番三七号

医療法人雲勢会

清算人　竹中　一彰

第３期決算公告

令和８年１月16日　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
丸の内永楽ビルディング
ハウデングループジャパン株式会社
代表取締役　多田健太郎

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,005,130	流動負債	533,110
固定資産	5,782,984	賞与引当金	7,200
繰延資産	2,086	固定負債	23,846
		株主資本	6,233,245
		資本金	100,000
		資本剰余金	7,267,000
		資本準備金	3,683,000
		その他資本剰余金	3,584,000
		利益剰余金	△1,133,754
		その他利益剰余金	△1,133,754
		（うち当期純損失）	(848,785)
資産合計	6,790,202	負債・純資産合計	6,790,202

第 22 期決算公告　令和８年１月16日
東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号
株式会社ＳＥＡ　Ｇｌｏｂａｌ
代表取締役　水谷　尚人
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	79,861
	固定資産	1,190
	資産合計	**81,052**
負純資債及産びの部	流動負債	19,778
	固定負債	25,046
	株主資本	36,227
	資本金	17,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	14,227
	その他利益剰余金	14,227
	（うち当期純利益）	(10,336)
	負債・純資産合計	**81,052**

第６期決算公告　令和８年１月16日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
丸の内永楽ビルディング
フォーサイトリスクマネジメント株式会社
代表取締役　河野　英介
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	35,794
	固定資産	31,435
	資産合計	**67,229**
負純資債及産びの部	流動負債	19,512
	株主資本	47,716
	資本金	9,500
	利益剰余金	38,216
	その他利益剰余金	38,216
	（うち当期純利益）	(13,913)
	負債・純資産合計	**67,229**

第８期決算公告　令和８年１月16日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
丸の内永楽ビルディング
ハウデンブローカーズジャパン株式会社
代表取締役　相部　卓也
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	109,846
	固定資産	20,100
	資産合計	**129,946**
負純資債及産びの部	流動負債	42,992
	株主資本	86,954
	資本金	18,000
	利益剰余金	68,954
	利益準備金	1,224
	その他利益剰余金	67,730
	（うち当期純利益）	(35,259)
	負債・純資産合計	**129,946**

第３期決算公告　令和８年１月16日
東京都港区虎ノ門一丁目２番６号
ブラケアナリーシング株式会社
代表取締役　栗山　幸浩
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,470,139
	固定資産	2,318,169
	合計	3,788,308
負債及び純資産の部	流動負債	271,312
	固定負債	3,807,987
	株主資本	4,279
	資本金	5,000
	利益剰余金	△720
	（その他利益剰余金）	（△720）
	評価・換算差額等	△295,270
	（繰延ヘッジ損益）	（△295,270）
	合計	3,788,308

(注)　当期純損失　238千円

第３期決算公告　令和８年１月16日
東京都港区虎ノ門一丁目２番６号
バウヒニアリーシング株式会社
代表取締役　栗山　幸浩
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,470,139
	固定資産	2,318,169
	合計	3,788,308
負債及び純資産の部	流動負債	271,312
	固定負債	3,807,987
	株主資本	4,279
	資本金	5,000
	利益剰余金	△720
	（その他利益剰余金）	（△720）
	評価・換算差額等	△295,270
	（繰延ヘッジ損益）	（△295,270）
	合計	3,788,308

(注)　当期純損失　238千円

第11期決算公告　令和８年１月16日
東京都港区虎ノ門一丁目２番６号
マイルスリーシング株式会社
代表取締役　栗山　幸浩
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,278,322
	固定資産	0
	合計	2,278,322
負債及び純資産の部	流動負債	709,161
	固定負債	1,897,752
	株主資本	△55,617
	資本金	5,000
	利益剰余金	△60,617
	（その他利益剰余金）	（△60,617）
	評価・換算差額等	△272,973
	（繰延ヘッジ損益）	（△272,973）
	合計	2,278,322

(注)　当期純利益　24,934千円

第１期決算公告　令和８年１月16日

東京都港区虎ノ門一丁目２番６号

スフェンリーシング１株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,701
	合計	4,701
負債及び純資産の部	株主資本	4,701
	資本金	5,000
	利益剰余金	△298
	（その他利益剰余金）	（△298）
	合計	4,701

(注)　当期純損失　298千円

第２期決算公告　令和８年１月16日
東京都港区虎ノ門一丁目２番６号
シトリンリーシング２株式会社
代表取締役　栗山　幸浩
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,022,766
	固定資産	3,362,382
	合計	4,385,148
負債及び純資産の部	流動負債	278,240
	固定負債	4,230,725
	株主資本	4,511
	資本金	5,000
	利益剰余金	△488
	（その他利益剰余金）	（△488）
	評価・換算差額等	△128,328
	（繰延ヘッジ損益）	（△128,328）
	合計	4,385,148

(注)　当期純損失　193千円

第２期決算公告　令和８年１月16日
東京都港区虎ノ門一丁目２番６号
シトリンリーシング１株式会社
代表取締役　栗山　幸浩
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,022,763
	固定資産	3,362,382
	合計	4,385,145
負債及び純資産の部	流動負債	278,240
	固定負債	4,230,725
	株主資本	4,508
	資本金	5,000
	利益剰余金	△491
	（その他利益剰余金）	（△491）
	評価・換算差額等	△128,328
	（繰延ヘッジ損益）	（△128,328）
	合計	4,385,145

(注)　当期純損失　193千円

第２期決算公告

令和８年１月16日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

ＳＭＦＬアクエリアス株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,531
	合計	2,531
負純資産及び債のび部	流動負債	70
	株主資本	2,461
	資本金	3,000
	利益剰余金	△539
	（その他利益剰余金）	（△539）
	合計	2,531

㈱　当期純損失　195千円

第26期決算公告

令和７年11月21日

東京都品川区大崎一丁目２番２号

ＡＭＢＬ株式会社

代表取締役会長　金山　泰英

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,925,746
	固定資産	546,887
	資産合計	2,472,633
負純資産及び債のび部	流動負債	1,997,057
	賞与引当金	291,779
	固定負債	160,269
	株主資本	315,307
	資本金	79,920
	資本剰余金	131,670
	利益剰余金	103,717
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	91,217
	（うち当期純損失）	（225,978）
	負債・純資産合計	2,472,633

第１期決算公告

令和８年１月16日

東京都港区虎ノ門一丁目２番６号

スフェンリーシング２株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,706
	合計	4,706
負純資産及び債のび部	株主資本	4,706
	資本金	5,000
	利益剰余金	△293
	（その他利益剰余金）	（△293）
	合計	4,706

㈱　当期純損失　293千円

第３期決算公告

令和８年１月16日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

カプタスリーシング株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和７年10月25日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,457,698
	固定資産	7,085,819
	合計	9,543,517
負純資産及び債のび部	流動負債	677,892
	固定負債	8,862,955
	株主資本	2,669
	資本金	3,000
	利益剰余金	△331
	（その他利益剰余金）	（△331）
	合計	9,543,517

㈱　当期純損失　30千円

第２期決算公告

令和８年１月16日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

ＳＭＦＬレオ株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,537
	固定資産	221
	合計	3,758
負純資産及び債のび部	流動負債	961
	株主資本	2,797
	資本金	3,000
	利益剰余金	△203
	（その他利益剰余金）	（△203）
	合計	3,758

㈱　当期純利益　142千円

第２期決算公告

令和８年１月16日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

ＳＭＦＬジェミニ株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,118
	固定資産	442
	合計	2,560
負純資産及び債のび部	流動負債	74
	株主資本	2,487
	資本金	3,000
	利益剰余金	△513
	（その他利益剰余金）	（△513）
	合計	2,560

㈱　当期純損失　167千円

第26期決算公告

令和８年１月16日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

カーンイギットリーシング株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和７年10月25日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,998
	合計	1,998
負純資産及び債のび部	流動負債	58
	株主資本	1,940
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,060
	（その他利益剰余金）	（△1,060）
	合計	1,998

㈱　当期純損失　6千円

第２期決算公告

令和８年１月16日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

ゼビリーシング株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,420
	合計	2,420
負純資産及び債のび部	流動負債	70
	株主資本	2,350
	資本金	3,000
	利益剰余金	△650
	（その他利益剰余金）	（△650）
	合計	2,420

㈱　当期純損失　306千円

第８期決算公告

令和８年１月16日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

ピオニーナビゲーション株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,369,210
	固定資産	1,016,934
	合計	2,386,144
負純資産及び債のび部	流動負債	189,059
	固定負債	2,194,378
	株主資本	2,706
	資本金	3,000
	利益剰余金	△294
	（その他利益剰余金）	（△294）
	合計	2,386,144

㈱　当期純損失　24千円

第21期決算公告

令和７年12月16日

東京都新宿区西新宿三丁目20番２号

株式会社ビデオマーケット

代表取締役　小野寺圭一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	625,893
	固定資産	23,707
	資産合計	649,601
負純資産及び債のび部	流動負債	305,857
	株主資本	343,743
	資本金	100,000
	資本剰余金	191,741
	その他資本剰余金	191,741
	利益剰余金	52,002
	利益準備金	10,001
	その他利益剰余金	42,001
	（うち当期純利益）	（100,595）
	負債・純資産合計	649,601

第20期決算公告

令和７年12月19日

東京都豊島区東池袋１―18―１

株式会社ナノエッグ

代表取締役　山口　葉子

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	441,795
	固定資産	48,766
	資産合計	490,562
負純資産及び債のび部	流動負債	78,578
	固定負債	303,273
	退職給付引当金	14,849
	株主資本	108,710
	資本金	50,000
	資本剰余金	49,000
	資本準備金	49,000
	利益剰余金	9,710
	その他利益剰余金	9,710
	（うち当期純損失）	（72,254）
	負債・純資産合計	490,562

第42期決算公告

令和８年１月16日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

ピーエアリーシング株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和７年10月25日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,859
	合計	1,859
負純資産及び債のび部	流動負債	58
	株主資本	1,801
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,199
	（その他利益剰余金）	（△1,199）
	合計	1,859

㈱　当期純損失　194千円

第２期決算公告

令和７年11月21日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
ダイヤリシュブール株式会社
代表取締役　神谷　宗範

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,000
	資産合計	2,000
負債純資産及び部	流動負債	23
	負債合計	23
	株主資本	1,977
	資本金	2,000
	利益剰余金	△22
	その他利益剰余金	△22
	（うち当期純損失）	(5)
	純資産合計	1,977
	負債・純資産合計	2,000

第２期決算公告

令和７年11月14日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
ダイヤラトゥール株式会社
代表取締役　神谷　宗範

貸借対照表の要旨
（令和７年９月21日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,000
	資産合計	2,000
負債純資産及び部	流動負債	23
	負債合計	23
	株主資本	1,977
	資本金	2,000
	利益剰余金	△22
	その他利益剰余金	△22
	（うち当期純損失）	(5)
	純資産合計	1,977
	負債・純資産合計	2,000

第78期決算公告

2026年１月16日
東京都台東区三筋一丁目17番10号７階
浅田商事株式会社
代表取締役　平尾　　明

貸借対照表の要旨
（2025年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,118,681
	固定資産	45,866
	資産合計	1,164,547
負債純資産及び部	流動負債	575,674
	固定負債	66,878
	株主資本	521,995
	資本金	22,474
	利益剰余金	499,521
	その他利益剰余金	499,521
	（うち当期純利益）	(70,128)
	負債・純資産合計	1,164,547

決算公告

令和８年１月16日
東京都武蔵野市境二丁目２番12号
株式会社清本ビル
代表取締役　清本　正法

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	146,935
	固定資産	405,330
	合計	552,265
負債純資産及び部	流動負債	12,456
	固定負債	377,050
	株主資本	162,759
	資本金	500
	利益剰余金	162,259
	その他利益剰余金	162,259
	（うち当期純利益）	(23,164)
	合計	552,265

決算公告

令和８年１月16日
東京都武蔵野市境二丁目２番12号
清本建設株式会社
代表取締役　清本　正法

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	356
	固定資産	96
	合計	453
負債純資産及び部	流動負債	510
	固定負債	87
	株主資本	△144
	資本金	50
	利益剰余金	△194
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	△199
	（うち当期純利益）	(6)
	合計	453

第15期決算公告

令和８年１月16日
東京都多摩市山王下一丁目12番地の12
福満ビル２Ｆ
株式会社ＣＯＮＯＣ
代表取締役　山口　　一

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	72,314
	固定資産	159,436
	資産合計	231,751
負債純資産及び部	流動負債	230,681
	固定負債	78,213
	株主資本	△77,158
	資本金	90,000
	利益剰余金	△167,158
	その他利益剰余金	△167,158
	（うち当期純損失）	(104,926)
	新株予約権	15
	負債・純資産合計	231,751

第５期決算公告

令和８年１月16日
東京都世田谷区太子堂四丁目１番１号
株式会社ウェルネスキャリアサポート
代表取締役　川嶋　一郎

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	122,613
	固定資産	567,253
	合計	689,866
負債純資産及び部	流動負債	114,804
	固定負債	587,596
	株主資本	△12,534
	資本金	30,000
	利益剰余金	△42,534
	その他利益剰余金	△42,534
	（うち当期純損失）	(312)
	合計	689,866

第４期決算公告

令和８年１月16日
東京都新宿区新宿三丁目５番６号キューブラザ新宿三丁目
株式会社プレニチュード
代表取締役　蒲原　翔太

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	94,378
	固定資産	3,213
	合計	97,591
負債純資産及び部	流動負債	123,426
	株主資本	△25,835
	資本金	10,000
	利益剰余金	△35,835
	その他利益剰余金	△35,835
	（うち当期純利益）	(12,257)
	合計	97,591

第26期決算公告

令和７年12月15日
東京都千代田区神田須田町一丁目13番５
株式会社グローブテック・ジャパン
代表取締役社長　柄崎　有香

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	194,134
	固定資産	6,658
	合計	200,792
負債純資産及び部	流動負債	67,320
	（うち賞与引当金）	(2,550)
	固定負債	56,977
	株主資本	76,495
	資本金	30,000
	利益剰余金	46,495
	その他利益剰余金	46,495
	（うち当期純利益）	(23,384)
	合計	200,792

第１期決算公告

令和８年１月16日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
ＡＣＰトライベッカ特定目的会社
取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	9,314	流動負債	81
流動資産	9,314	固定負債	7,376
固定資産	0	負債合計	7,457
特定資産合計	9,314	社員資本	2,158
その他の資産	301	特定資本金	0
流動資産	246	優先資本金	2,271
固定資産	53	剰余金	△112
繰延資産	1		
その他の資産合計	301	純資産合計	2,158
資産合計	9,615	負債・純資産合計	9,615

損益計算書の要旨
（自　令和６年11月14日　至　令和７年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	172
営業費用	285
営業損失	112
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	112
税引前当期純損失	112
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	112

第４期決算公告

令和８年１月16日
東京都中央区日本橋堀留町二丁目７－１
人形町デュープレックス1102
株式会社ゼロイチスタート
代表取締役　諸藤　哲耀

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	89,572
	固定資産	18,724
	資産合計	108,297
負債純資産及び部	流動負債	29,021
	固定負債	49,949
	株主資本	29,326
	資本金	2,000
	利益剰余金	27,326
	その他利益剰余金	27,326
	（うち当期純利益）	(17,346)
	負債・純資産合計	108,297

第74期決算公告

令和７年12月15日
神奈川県中郡二宮町緑が丘
一丁目９番地の２
株式会社興電社
代表取締役社長　井上　茂

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	101,749
	固定資産	126,075
	資産合計	**227,824**
負純資債及産のび部	流動負債	28,189
	固定負債	15,507
	株主資本	184,128
	資本金	50,000
	利益剰余金	134,128
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	130,378
	（うち当期純利益）	（10,651）
	合計	**227,824**

第７期決算公告

2026年１月16日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
日光ベルホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	7,194	流動負債	5,452
流動資産	7,194	**負債合計**	**5,452**
		社員資本	1,742
		特定資本金	0
		優先資本金	175
		剰余金	1,567
		当期未処分利益	1,567
		純資産合計	**1,742**
資産合計	**7,194**	**負債・純資産合計**	**7,194**

損益計算書の要旨
（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,623
営業費用	53
営業利益	1,569
営業外収益	0
営業外費用	3
経常利益	1,567
税引前当期純利益	1,567
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	1,567
当期未処分利益	1,567

第５期決算公告

令和７年12月16日
神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目25番23号
ペプチエイド株式会社
代表取締役　村上　雅人

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	84,177
	資産合計	**84,177**
負純資債及産のび部	流動負債	3,393
	負債合計	**3,393**
	株主資本	80,783
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,902,000
	資本準備金	1,001,000
	その他資本剰余金	901,000
	利益剰余金	△ 1,921,216
	その他利益剰余金	△ 1,921,216
	（うち当期純損失）	（181,156）
	純資産合計	**80,783**
	負債・純資産合計	**84,177**

第13期決算公告

令和７年12月５日
東京都渋谷区道玄坂一丁目14番６号
ＧＭＯペイメントサービス株式会社
代表取締役　村上　知行

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	41,408,249	流動負債	40,089,507
固定資産	3,007,092	（賞与引当金）	（103,373）
		（役員賞与引当金）	（26,025）
		固定負債	3,073
		株主資本	4,322,760
		資本金	150,000
		資本剰余金	150,000
		資本準備金	150,000
		利益剰余金	4,022,760
		その他利益剰余金	4,022,760
資産合計	**44,415,341**	**負債・純資産合計**	**44,415,341**

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	11,229,818
売上原価	4,852,593
売上総利益	6,377,225
販売費及び一般管理費	4,676,307
営業利益	1,700,917
営業外収益	270,979
営業外費用	83,525
経常利益	1,888,371
税引前当期純利益	1,888,371
法人税、住民税及び事業税	558,118
法人税等調整額	16,559
当期純利益	1,313,692

第42期決算公告

令和８年１月16日
石川県小松市御館町甲１番地４
株式会社北国産業
代表取締役　西野　稔彦

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	37,666
	固定資産	34,469
	合計	**72,135**
負純資債及産のび部	流動負債	4,243
	固定負債	28,663
	株主資本	39,229
	資本金	10,000
	利益剰余金	29,229
	その他利益剰余金	29,229
	（うち当期純利益）	（784）
	合計	**72,135**

第９期決算公告

令和７年12月19日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
厚木森の里特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	276,272
固定資産	7,731,327	固定負債	8,324,713
特定資産合計	**7,731,327**	**負債合計**	**8,600,985**
その他の資産		社員資本	327,849
流動資産	1,178,742	特定資本金	100
固定資産	16,168	Ａ号優先資本金	56,200
繰延資産	2,596	Ｂ号優先資本金	196,830
		剰余金	74,719
		当期未処分利益	74,719
その他の資産合計	**1,197,507**	**純資産合計**	**327,849**
資産合計	**8,928,835**	**負債・純資産合計**	**8,928,835**

損益計算書の要旨
（自　令和７年５月１日　至　令和７年10月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	379,772
営業費用	305,933
営業利益	73,839
営業外収益	1,091
営業外費用	—
経常利益	74,930
税引前当期純利益	74,930
法人税、住民税及び事業税	210
当期純利益	74,719
前期繰越利益	0
当期未処分利益	74,719

第16期決算公告

令和７年12月17日
佐賀県唐津市石志字二ノ坪3313番地１
佐賀安全産業株式会社
代表取締役　藤瀬　義明

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	520,616
	固定資産	3,111
	合計	**523,728**
負純資債及産のび部	流動負債	195,952
	（うち賞与引当金）	（5,250）
	固定負債	—
	株主資本	327,776
	資本金	10,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	312,776
	その他利益剰余金	312,776
	（うち当期純利益）	（70,902）
	合計	**523,728**

第７期決算公告

令和７年12月19日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
四街道開発特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	—	流動負債	1,366,251
特定資産合計	—	固定負債	—
その他の資産		**負債合計**	**1,366,251**
流動資産	11,126,966	社員資本	9,760,714
固定資産	—	特定資本金	100
繰延資産	—	優先資本金	900,000
		剰余金	8,860,614
		当期未処分利益	8,860,614
その他の資産合計	**11,126,966**	**純資産合計**	**9,760,714**
資産合計	**11,126,966**	**負債・純資産合計**	**11,126,966**

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和７年10月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	21,831,240
営業費用	12,976,362
営業利益	8,854,878
営業外収益	5,877
営業外費用	0
経常利益	8,860,755
税引前当期純利益	8,860,755
法人税、住民税及び事業税	141
当期純利益	8,860,614
前期繰越利益	—
当期未処分利益	8,860,614

第 18 期 決 算 公 告

令和８年１月16日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
Lumina II特定目的会社
取締役　長尾　誠

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	12,684	流動負債	108
流動資産	287	固定負債	12,073
信託預金	287	**負債合計**	**12,182**
固定資産	12,396	社員資本	697
信託建物	6,278	特定資本金	415
信託建物附属設備	1,569	優先資本金	922
信託構築物	57	剰余金	△639
信託工具器具備品	85	当期未処理損失	639
信託土地	4,405		
その他の資産	195		
流動資産	116		
繰延資産	79	**純資産合計**	**697**
資産合計	**12,880**	**負債・純資産合計**	**12,880**

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	637
営業費用	884
営業損失	246
営業外収益	10
経常損失	236
税引前当期純損失	236
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	237

第 40 期決算公告

令和７年12月17日
熊本市東区戸島町920番地12
株式会社大邦興産
代表取締役　青田　功

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	639,450
	固定資産	4,128
	合計	**643,579**
負債及び純資産の部	流動負債	298,632
	（うち賞与引当金）	(8,570)
	固定負債	—
	株主資本	344,946
	資本金	10,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	334,946
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	332,446
	（うち当期純利益）	(88,907)
	合計	**643,579**

第 10 期 決 算 公 告

令和８年１月16日　東京都港区西新橋一丁目１番１号
ＥＰコンサルティングサービス内
中部民間賃貸サービス特定目的会社
取締役　目黒　正行

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	2,497,216	流動負債	43,913
その他資産	398,729	固定負債	924,519
流動資産	389,203	**負債合計**	**968,433**
固定資産	9,526	社員資本	1,927,513
投資その他の資産	9,526	特定資本金	100
		優先資本金	1,879,000
		剰余金	48,413
		当期未処分利益	48,413
		純資産合計	**1,927,513**
資産合計	**2,895,945**	**負債・純資産合計**	**2,895,945**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	176,720
営業費用	125,694
営業利益	51,027
営業外収益	286
営業外費用	2,194
経常利益	49,119
税引前当期純利益	49,119
法人税、住民税及び事業税	706
当期純利益	48,413
当期未処分利益	48,413

第 34 期決算公告

令和８年１月16日
熊本県菊池郡大津町大字高尾野字平成272―14
小林クリエイト九州株式会社
代表取締役社長　後藤　英斗

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	704,747
	固定資産	852,435
	合計	**1,557,183**
負債及び純資産の部	流動負債	901,820
	固定負債	23,968
	株主資本	631,394
	資本金	30,000
	資本剰余金	32,636
	資本準備金	32,636
	利益剰余金	568,757
	その他利益剰余金	568,757
	（うち当期純利益）	(56,594)
	合計	**1,557,183**

第 74 期 決 算 公 告

令和７年12月24日
新潟県新潟市中央区万代四丁目５番15号
株式会社加賀田組
代表取締役　馬場　康

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	23,613	流動負債	13,499
固定資産	3,053	（うち引当金）	(454)
		固定負債	28
		負債合計	**13,528**
		株主資本	12,930
		資本金	520
		利益剰余金	12,410
		利益準備金	130
		その他利益剰余金	12,280
		評価・換算差額等	208
		純資産合計	**13,138**
資産合計	**26,666**	**負債・純資産合計**	**26,666**

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	45,486
売上原価	41,499
売上総利益	3,986
販売費及び一般管理費	1,874
営業利益	2,112
営業外損益	35
経常利益	2,077
特別損益	13
税引前当期純利益	2,064
法人税、住民税及び事業税	646
法人税等調整額	△ 53
当期純利益	1,470

第 6 期 決 算 公 告

令和８年１月16日
沖縄県那覇市天久二丁目６番14号
株式会社ジョブコラボ
代表取締役　糸数　利彦

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	104,747
	固定資産	2,233
	合計	**106,980**
負債及び純資産の部	流動負債	12,414
	株主資本	94,566
	資本金	57,500
	資本剰余金	37,500
	資本準備金	37,500
	利益剰余金	△434
	その他利益剰余金	△434
	（うち当期純利益）	(9,012)
	合計	**106,980**

第 61 期決算公告

令和８年１月16日
宮城県岩沼市下野郷字新拓150番地
新光コンクリート工業株式会社
代表取締役　千葉　渉

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	27,076
	固定資産	17,684
	合計	**44,760**
負債及び純資産の部	流動負債	715
	株主資本	44,044
	資本金	48,000
	利益剰余金	244
	利益準備金	9,456
	その他利益剰余金	△9,211
	自己株式	△4,200
	合計	**44,760**

（注）当期純損失　75,159千円

合併公告

令和７年９月２日付官報（号外第一九八号）をもって公告しました合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいという掲載のおりです。

（甲）札幌市北区北八条西三丁目二八年一月十六日
共和コンクリート工業株式会社
代表取締役　千葉　涉

（乙）宮城県岩沼市下野郷字新拓150番地
新光コンクリート工業株式会社
代表取締役　千葉　涉

令和７年９月２日付官報（号外第一九八号）をもって公告しました合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいという掲載のおりです。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）令和７年９月30日現在
（乙）令和７年９月30日現在

合併は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。

令和６年度決算公告

令和７年６月20日
東京都千代田区神田駿河台一丁目８番地11
公益財団法人田嶋記念大学図書館振興財団
代表理事　田嶋譲太郎

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,697
	固定資産	395,596
	合計	**408,293**
負味債財及産びの正部	流動負債	1,000
	固定負債	—
	負債合計	**1,000**
	指定正味財産	375,000
	一般正味財産	32,293
	正味財産合計	**407,293**
	合計	**408,293**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十六日

群馬県前橋市幸塚町二二〇番地
(甲) 木村工業株式会社
代表取締役　木村　弘典

群馬県前橋市上沖町二四二番地一
(乙) 有限会社スイコー
代表取締役　木村　治好

第61期決算公告　令和８年１月16日

群馬県前橋市幸塚町220番地
木村工業株式会社
代表取締役　木村　弘典

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,570
	固定資産	206,875
	合計	243,445
負純資債及産のび部	流動負債	137
	固定負債	33,247
	株主資本	210,061
	資本金	50,000
	利益剰余金	160,061
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	147,561
	(うち当期純損失)	(7,080)
	合計	243,445

第２期決算公告　令和８年１月16日

青森県三沢市大字三沢字下久保59番地383号
株式会社ＭｉＲＥＳＳＯ
代表取締役　中道　勝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	203,499
	固定資産	289,299
	合計	492,798
負純資債及産のび部	流動負債	318,076
	固定負債	30,000
	株主資本	144,721
	資本金	100,000
	資本剰余金	153,524
	資本準備金	153,524
	利益剰余金	△108,802
	その他利益剰余金	△108,802
	(うち当期純損失)	(97,783)
	合計	492,798

第８期決算公告

令和７年12月18日

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２ＬＡタワー10階
株式会社ＴＧＬ
代表取締役社長　山元　学

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,487,404
	固定資産	257,308
	合計	1,744,713
負純資債及産のび部	流動負債	936,197
	株主資本	808,516
	資本金	30,000
	利益剰余金	778,516
	その他利益剰余金	778,516
	(うち当期純利益)	(148,381)
	合計	1,744,713

第40期決算公告

令和８年１月16日

埼玉県所沢市三ケ島一丁目23番地の２
ウチノ看板株式会社
代表取締役　内野　正幸

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,656,183
	固定資産	1,577,110
	資産合計	4,233,293
負純資債及産のび部	流動負債	1,185,818
	固定負債	1,651,432
	株主資本	1,396,043
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,376,043
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	1,374,793
	(うち当期純利益)	(395,076)
	負債・純資産合計	4,233,293

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年二月二十四日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。乙の決算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十六日

埼玉県所沢市三ケ島一丁目二三番地の二
(甲) ウチノ看板株式会社
代表取締役　内野　正幸

埼玉県入間市宮寺二七二四番地
(乙) 有限会社矢島商事
取締役　大橋　尚幸

第３期決算公告

令和７年12月18日

埼玉県飯能市大字阿須500番地１
株式会社ＴＷＣ
代表取締役社長　宮本　明岳

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	29,022
	固定資産	14,093
	合計	43,115
負純資債及産のび部	流動負債	32,952
	株主資本	10,162
	資本金	10,000
	利益剰余金	162
	その他利益剰余金	162
	(うち当期純利益)	(16,425)
	合計	43,115

第27期決算公告　令和８年１月16日

東京都中央区銀座１丁目12番４号
Ｎ＆Ｅ　ＢＬＤ．６Ｆ
株式会社デジタル・クリエイティブ・ネット
代表取締役　草間　拓生

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	22,016
	固定資産	13,391
	資産合計	35,408
負純資債及産のび部	流動負債	14,329
	固定負債	1,287
	株主資本	19,792
	資本金	10,000
	利益剰余金	11,962
	その他利益剰余金	11,962
	(うち当期純利益)	(19,270)
	自己株式	△2,170
	負債・純資産合計	35,408

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し九百万円とすることにいたしました。併せて、当社が保有する自己株式百株を消却することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十六日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号
Ｎ＆Ｅ　ＢＬＤ．六Ｆ
株式会社デジタル・クリエイティブ・ネット
代表取締役　草間　拓生

第26期決算公告　令和８年１月15日

東京都千代田区内神田三丁目３番７号
ピップビジネスアソシエ株式会社
代表取締役社長　高野　健二

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	94,442
	資産合計	94,442
負純資債及産のび部	流動負債	30,052
	株主資本	64,390
	資本金	10,000
	資本剰余金	40,000
	その他資本剰余金	40,000
	利益剰余金	14,390
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	11,890
	(うち当期純利益)	(9,637)
	負債・純資産合計	94,442

決算公告　令和８年１月16日

東京都豊島区東池袋三丁目１番４―1020号
キールス株式会社
代表取締役　勝矢　洋一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	8,738,871
	固定資産	44,357,978
	繰延資産	411,687
	資産合計	53,508,536
負純資債及産のび部	流動負債	26,587,312
	株主資本	26,921,224
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	2,692,564
	資本準備金	2,692,564
	利益剰余金	14,228,660
	その他利益剰余金	14,228,660
	(うち当期純損失)	(423,191)
	負債・純資産合計	53,508,536

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二六九万二五六四円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十一月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十六日

東京都豊島区東池袋三丁目一番四―一〇二〇号
キールス株式会社
代表取締役　勝矢　洋一

第６期決算公告

令和８年１月16日
東京都港区南青山二丁目７番30号
ムラハンビル１Ｆ
ＩＲＩＳデータラボ株式会社
代表取締役　安達　教顕

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	110,275
	固定資産	31,855
	合計	142,130
負債及び純資産の部	流動負債	55,570
	固定負債	14,284
	株主資本	△37,724
	資本金	10,000
	利益剰余金	△47,724
	その他利益剰余金	△47,724
	（うち当期純損失）	(28,433)
	新株予約権	110,000
	合計	142,130

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四百九十五万八千六百八十七円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十六日
東京都港区南青山二丁目七番三〇号ムラハンビル一Ｆ
ＩＲＩＳデータラボ株式会社
代表取締役　安達　教顕

第39期決算公告

令和８年１月16日
富山市水橋市田袋280番地
株式会社アルト
代表取締役　坂下　明義

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	375,714
	固定資産	1,130,791
	合計	1,506,506
負債及び純資産の部	流動負債	232,085
	固定負債	782,447
	（退職給付引当金）	(8,454)
	株主資本	491,973
	資本金	10,000
	利益剰余金	481,973
	その他利益剰余金	481,973
	（うち当期純利益）	(49,110)
	合計	1,506,506

第39期決算公告

令和８年１月16日
神奈川県藤沢市辻堂東海岸三丁目３番28号
株式会社リズモンドエンタープライズ
代表取締役　小澤　賢一

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	61,536
	固定資産	25,785
	合計	87,321
負債及び純資産の部	流動負債	2,743
	固定負債	93,802
	株主資本	△9,223
	資本金	22,000
	利益剰余金	△31,223
	その他利益剰余金	△31,223
	（うち当期純損失）	(33,868)
	合計	87,321

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十六日
神奈川県藤沢市辻堂東海岸三丁目三番二八号
株式会社リズモンドエンタープライズ
代表取締役　小澤　賢一

第２期決算公告

令和８年１月16日
富山市八日町247番地16
株式会社ＢＲＩＧＨＴ
代表取締役　稲林　豊

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	23,418
	合計	23,418
負債及び純資産の部	流動負債	16,943
	負債の部合計	16,943
	株主資本	6,475
	資本金	7,000
	利益剰余金	△524
	その他利益剰余金	△524
	（うち当期純損失）	(2,414)
	純資産の部合計	6,475
	合計	23,418

決　算　公　告

令和８年１月16日
東京都新宿区新宿三丁目11番12―902号
株式会社リリーフ
代表取締役　時田　眞吾

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,728
	固定資産	5,550
	合計	7,279
負債及び純資産の部	流動負債	7,009
	株主資本	269
	資本金	15,000
	利益剰余金	△14,730
	その他利益剰余金	△14,730
	（うち当期純損失）	(5,207)
	合計	7,279

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十六日
東京都新宿区新宿三丁目一一番一二―九〇二号
株式会社リリーフ
代表取締役　時田　眞吾

第13期決算公告

令和７年12月25日
愛知県小牧市小木東三丁目41番地
ＤＮＰ田村プラスチック株式会社
代表取締役社長　林　昭彦

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,165
	固定資産	4,073
	資産合計	9,238
負債及び純資産の部	流動負債	881
	固定負債	269
	株主資本	8,087
	資本金	60
	資本剰余金	1,377
	資本準備金	1,021
	その他資本剰余金	356
	利益剰余金	6,649
	その他利益剰余金	6,649
	（うち当期純利益）	(452)
	負債・純資産合計	9,238

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

2026年１月18日に取扱い（サービス）を終了する、BALUKO LAUNDRY PLACE 若葉ケヤキモール発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

・払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
　株式会社Getter LAB
・払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
　BALUKO LAUNDRY PLACE 若葉ケヤキモール　バルコカード
・払戻しの申出期間
　2026年１月18日（日）10：00～2026年４月18日（土）23：59
　※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。
・申出の方法　WEBページに記載の通り（https://baluko.jp/news）
・払戻しの方法　銀行振込にて先着順全額払いたします。
・払戻しに関する問い合わせ先
　株式会社OKULAB　カスタマーサポート（info@okulab.co.jp）

2026年１月16日
株式会社Getter LAB

第３期決算公告

令和８年１月15日
名古屋市中区丸の内三丁目18番地28号
ＫＳＧホールディングス株式会社
代表取締役社長　今枝　伸保

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,050
	固定資産	1,778,480
	繰延資産	0
	合計	1,801,531
負債及び純資産の部	流動負債	5,613
	固定負債	211,061
	株主資本	1,584,857
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,568,597
	その他資本剰余金	1,568,597
	利益剰余金	6,260
	その他利益剰余金	6,260
	（うち当期純利益）	(5,872)
	合計	1,801,531

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年一月十六日

佐賀県唐津市八百屋町一五五九番地
（甲）株式会社肉のともる
代表取締役　佐々木美樹

佐賀県唐津市八百屋町一五五八番地
（乙）株式会社ＭＥＡＴ　ＴＯＭＯＲＵ
代表取締役　佐々木宏之

第８期決算公告

令和８年１月16日

佐賀県唐津市八百屋町1559番地
株式会社肉のともる
代表取締役　佐々木美樹

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	118,677
	固定資産	68,754
	合計	187,431
負債及び純資産の部	流動負債	130,287
	固定負債	96,826
	株主資本	△39,682
	資本金	3,000
	利益剰余金	△42,682
	繰越利益剰余金	△42,682
	（うち当期純利益）	(6,454)
	合計	187,431

第10期決算公告

令和８年１月16日

佐賀県唐津市八百屋町1558番地
株式会社ＭＥＡＴ　ＴＯＭＯＲＵ
代表取締役　佐々木宏之

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	96,425
	固定資産	15,368
	繰延資産	0
	合計	111,793
負債及び純資産の部	流動負債	18,362
	固定負債	131,389
	株主資本	△37,957
	資本金	3,000
	利益剰余金	△40,958
	繰越利益剰余金	△40,958
	（うち当期純利益）	(116)
	合計	111,793

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十六日

千葉県船橋市前原西四丁目三八番一九号
（甲）株式会社横尾材木店千葉
代表取締役　飯嶌　崇則

千葉県松戸市高塚新田二一六番地三
（乙）ヤスイ住宅販売株式会社
代表取締役　飯嶌　崇則

第38期決算公告

令和８年１月16日

千葉県船橋市前原西四丁目38番19号
株式会社横尾材木店千葉
代表取締役　飯嶌　崇則

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,261,882
	固定資産	640,951
	資産合計	2,902,834
負債及び純資産の部	流動負債	119,124
	（賞与引当金）	(2,050)
	固定負債	1,700,000
	株主資本	1,083,710
	資本金	10,000
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	1,053,710
	その他利益剰余金	1,053,710
	（うち当期純損失）	(143,973)
	負債・純資産合計	2,902,834

第28期決算公告

令和８年１月16日

千葉県松戸市高塚新田216番地３
ヤスイ住宅販売株式会社
代表取締役　飯嶌　崇則

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	734,721
	固定資産	53,035
	資産合計	787,757
負債及び純資産の部	流動負債	643,436
	固定負債	87,410
	株主資本	56,910
	資本金	23,000
	利益剰余金	33,910
	その他利益剰余金	33,910
	（うち当期純損失）	(38,302)
	負債・純資産合計	787,757

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議（甲は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和七年十二月二十三日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十六日

東京都八王子市七国四丁目一〇番一〇号
（甲）ＭＣＰ実業投資株式会社
代表取締役　俞　皓男

東京都八王子市南大沢一丁目二〇番地一
（乙）Ｗｅ　Ｃａｒｅ株式会社
代表取締役　俞　皓男

第10期決算公告

令和８年１月16日

東京都八王子市七国四丁目10番10号
ＭＣＰ実業投資株式会社
代表取締役　俞　皓男

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	15,974
	固定資産	188,678
	資産合計	204,652
負債及び純資産の部	流動負債	1,206
	固定負債	198,130
	負債合計	199,336
	株主資本	5,317
	資本金	5,000
	利益剰余金	317
	その他利益剰余金	317
	（うち当期純利益）	(123)
	純資産合計	5,317
	負債・純資産合計	204,652

第７期決算公告

令和８年１月16日

東京都八王子市南大沢一丁目20番地１
Ｗｅ　Ｃａｒｅ株式会社
代表取締役　俞　皓男

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	8,420
	固定資産	27,622
	資産合計	36,042
負債及び純資産の部	流動負債	1,042
	固定負債	49,270
	負債合計	50,312
	株主資本	△14,270
	資本金	5,000
	利益剰余金	△19,270
	その他利益剰余金	△19,270
	（うち当期純利益）	(718)
	純資産合計	△14,270
	負債・純資産合計	36,042

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により、いすゞ自動車販売株式会社（乙、住所神奈川県横浜市西区高島一丁目二番五号）が営む子会社管理事業及び子会社固定資産管理事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）左記のとおりです。

令和八年一月十六日

神奈川県横浜市西区高島一丁目二番五号
いすゞ自動車株式会社
代表取締役　南　真介

第52期決算公告

令和８年１月16日

神奈川県横浜市西区高島一丁目２番５号
いすゞ自動車販売株式会社
代表取締役　岡添　俊介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	303,614	流動負債	296,491
固定資産	135,054	（うち賞与引当金）	(27)
		固定負債	79,828
		（うち退職給付引当金）	(57)
		株主資本	62,348
		資本金	25,025
		資本剰余金	24,975
		資本準備金	24,975
		利益剰余金	12,348
		その他利益剰余金	12,348
		（うち当期純利益）	(12,297)
資産合計	438,668	負債・純資産合計	438,668

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十六日

岐阜県岐阜市柳津町流通センター三丁目一番三号

（甲）蔵前運輸倉庫株式会社

代表取締役　小関　隆久

岐阜県岐阜市柳津町流通センター二丁目五番一号

（乙）岐阜陸運株式会社

代表取締役　酒向　幸司

第 73 期決算公告　令和８年１月16日

岐阜県岐阜市柳津町流通センター三丁目１番３号

蔵前運輸倉庫株式会社

代表取締役　小関　隆久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	203,178
	固定資産	481,728
	合計	684,907
負純資債及産びの部	流動負債	40,745
	固定負債	21,555
	株主資本	622,606
	資本金	28,300
	資本剰余金	4,321
	その他資本剰余金	4,321
	利益剰余金	589,984
	（利益準備金）	(7,075)
	（うち当期純利益）	(15,498)
	合計	684,907

第 77 期決算公告　令和８年１月16日

岐阜県岐阜市柳津町流通センター二丁目５番１号

岐阜陸運株式会社

代表取締役　酒向　幸司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	393,255
	固定資産	356,434
	合計	749,690
負純資債及産びの部	流動負債	49,479
	（賞与引当金）	(5,040)
	固定負債	13,560
	（退職給付引当金）	(13,560)
	株主資本	686,650
	資本金	28,160
	利益剰余金	658,490
	（利益準備金）	(7,040)
	（うち当期純利益）	(19,649)
	合計	749,690

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十二日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十六日

静岡県静岡市清水区横砂二二五二番地

（甲）株式会社鈴与ガスあんしんネット

代表取締役　兼子　浩之

静岡県静岡市葵区栄町一番地の三

（乙）鈴与ホームパル株式会社

代表取締役　菅野　敦

第 60 期決算公告　令和８年１月16日

静岡県静岡市清水区横砂2252番地

株式会社鈴与ガスあんしんネット

代表取締役　兼子　浩之

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	673
	固定資産	172
	資産合計	845
負純資債及産びの部	流動負債	355
	固定負債	341
	株主資本	148
	資本金	50
	資本剰余金	5
	その他資本剰余金	5
	利益剰余金	93
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	81
	（うち当期純利益）	(3)
	負債・純資産合計	845

第 18 期決算公告　令和８年１月16日

静岡県静岡市葵区栄町１番地の３

鈴与ホームパル株式会社

代表取締役　菅野　敦

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	330
	固定資産	10
	資産合計	340
負純資債及産びの部	流動負債	259
	固定負債	17
	株主資本	63
	資本金	40
	利益剰余金	23
	その他利益剰余金	23
	（うち当期純利益）	(37)
	負債・純資産合計	340

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年一月十六日

静岡市駿河区中島一七〇七番地の三

（甲）株式会社エストラッド

代表取締役　高柳　真也

静岡市駿河区中島一七〇七番地の三

（乙）株式会社ハイテック

代表取締役　高柳　真也

第８期決算公告　令和８年１月16日

静岡市駿河区中島1707番地の３

株式会社エストラッド

代表取締役　高柳　真也

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,925
	固定資産	820,888
	繰延資産	2,974
	資産合計	842,788
負純資債及産びの部	流動負債	12,500
	固定負債	783,103
	株主資本	47,184
	資本金	1,000
	利益剰余金	46,184
	その他利益剰余金	46,184
	（うち当期純利益）	(13,888)
	負債・純資産合計	842,788

第 10 期決算公告　令和８年１月16日

静岡市駿河区中島1707番地の３

株式会社ハイテック

代表取締役　高柳　真也

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	468
	固定資産	1,500
	資産合計	1,968
負純資債及産びの部	流動負債	379
	固定負債	4,462
	株主資本	△2,872
	資本金	1,000
	利益剰余金	△3,872
	その他利益剰余金	△3,872
	（うち当期純損失）	(620)
	負債・純資産合計	1,968

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十六日

岡山県倉敷市下庄七九二番地ＭＡＣ倉敷庄コート七〇一号

（甲）株式会社Ｒｅｖｉｖｅ

代表取締役　竹竝　敏之

岡山市南区新福二丁目三番三三号

（乙）ＭＯＣＯＭシステム株式会社

代表取締役　竹竝　敏之

決　算　公　告

令和８年１月16日

岡山県倉敷市下庄792番地

ＭＡＣ倉敷庄コート701号

株式会社Ｒｅｖｉｖｅ

代表取締役　竹竝　敏之

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	27,154
	固定資産	72,948
	合計	100,103
負純資債及産びの部	流動負債	15,203
	固定負債	71,752
	株主資本	13,148
	資本金	1,500
	利益剰余金	11,648
	その他利益剰余金	11,648
	（うち当期純利益）	(2,009)
	合計	100,103

決　算　公　告

令和８年１月16日

岡山市南区新福二丁目３番33号

ＭＯＣＯＭシステム株式会社

代表取締役　竹竝　敏之

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,161
	固定資産	5
	合計	3,166
負純資債及産びの部	流動負債	21,803
	株主資本	△ 18,636
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 21,636
	その他利益剰余金	△ 21,636
	（うち当期純損失）	(24,016)
	合計	3,166

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十六日

熊本市中央区新大江一丁目一四番三号
（甲）フォワードホールディングス株式会社
代表取締役　樅木　裕孝

熊本県球磨郡あさぎり町上南三二〇五番地
（乙）サードワークス株式会社
代表取締役　樅木　裕孝

甲の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	776,825
	固定資産	950,650
	基本財産	685,666
	その他の固定資産	264,984
	合計	1,727,476
負純資産債及の部び	流動負債	124,444
	固定負債	213,418
	基本金	338,531
	国庫補助金等特別積立金	290,985
	その他の積立金	116,248
	次期繰越活動増減差額	643,848
	（うち当期活動増減差額）	(67,430)
	合計	1,727,476

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	59,380
	固定資産	143,553
	基本財産	90,949
	その他の固定資産	52,603
	合計	202,934
負純資産債及の部び	流動負債	10,953
	固定負債	4,500
	基本金	17,476
	国庫補助金等特別積立金	38,888
	その他の積立金	37,060
	次期繰越活動増減差額	94,056
	（うち当期活動増減差額）	(△2,220)
	合計	202,934

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十六日

鹿児島県鹿屋市海道町七二九番地六
（甲）社会福祉法人愛光会
理事長　指宿　章子

鹿児島県鹿屋市花岡町四〇四三番地
（乙）社会福祉法人花岡福祉会
理事長　藤園　智信

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十七日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十六日

東京都豊島区南長崎三丁目一七番八号
（甲）株式会社ＲＡＩＤ
代表取締役　笹井　大輔

東京都豊島区南長崎三丁目一七番八号
（乙）株式会社トランザクション
代表取締役　笹井　大輔

甲の貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	98,792
	固定資産	26,698
	合計	125,490
負純資産債及の部び	流動負債	81,614
	固定負債	16,571
	株主資本	27,304
	資本金	3,000
	利益剰余金	24,304
	その他利益剰余金	24,304
	（うち当期純損失）	(1,910)
	合計	125,490

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	37,206
	固定資産	793
	合計	37,999
負純資産債及の部び	流動負債	38,348
	株主資本	△349
	資本金	1,000
	利益剰余金	△1,349
	その他利益剰余金	△1,349
	（うち当期純利益）	(1,596)
	合計	37,999

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十六日

大阪市中央区平野町三丁目三番七―九〇一号
（甲）日本リアルエステート株式会社
代表取締役　吉田　和成

大阪市北区大淀南二丁目二番九―一七二一号
（乙）株式会社ワイズ
代表取締役　吉田　和成

甲の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	730,528
	固定資産	1,308,001
	合計	2,038,529
負純資産債及の部び	流動負債	14,540
	固定負債	1,503,201
	株主資本	520,787
	資本金	90,000
	利益剰余金	430,787
	その他利益剰余金	430,787
	（うち当期純利益）	(22,878)
	合計	2,038,529

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	25,402
	固定資産	119,191
	合計	144,593
負純資産債及の部び	流動負債	1,117
	固定負債	85
	株主資本	143,390
	資本金	3,000
	利益剰余金	140,390
	その他利益剰余金	140,390
	（うち当期純利益）	(190)
	合計	144,593

第４期決算公告

令和８年１月16日

熊本県球磨郡あさぎり町上南3205番地
サードワークス株式会社
代表取締役　樅木　裕孝

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	30,129
	固定資産	63,749
	合計	93,879
負純資産債及の部び	流動負債	71
	固定負債	90,000
	株主資本	3,808
	資本金	5,000
	利益剰余金	△1,191
	その他利益剰余金	△1,191
	（うち当期純損失）	(57)
	合計	93,879

第15期決算公告

令和８年１月16日

熊本市中央区新大江一丁目14番３号
フォワードホールディングス株式会社
代表取締役　樅木　裕孝

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	446
	固定資産	104,724
	合計	105,171
負純資産債及の部び	流動負債	81
	固定負債	84,510
	株主資本	20,580
	資本金	10,000
	利益剰余金	10,580
	その他利益剰余金	10,580
	（うち当期純利益）	(11,292)
	合計	105,171

第２期決算公告

令和８年１月16日

東京都豊島区南長崎三丁目17番８号
株式会社トランザクション
代表取締役　笹井　大輔

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	37,206
	固定資産	793
	合計	37,999
負純資産債及の部び	流動負債	38,348
	株主資本	△349
	資本金	1,000
	利益剰余金	△1,349
	その他利益剰余金	△1,349
	（うち当期純利益）	(1,596)
	合計	37,999

第16期決算公告

令和８年１月16日

東京都豊島区南長崎三丁目17番８号
株式会社ＲＡＩＤ
代表取締役　笹井　大輔

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	98,792
	固定資産	26,698
	合計	125,490
負純資産債及の部び	流動負債	81,614
	固定負債	16,571
	株主資本	27,304
	資本金	3,000
	利益剰余金	24,304
	その他利益剰余金	24,304
	（うち当期純損失）	(1,910)
	合計	125,490

第10期決算公告

令和８年１月16日

大阪市北区大淀南二丁目２番９―1721号
株式会社ワイズ
代表取締役　吉田　和成

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	25,402
	固定資産	119,191
	合計	144,593
負純資産債及の部び	流動負債	1,117
	固定負債	85
	株主資本	143,390
	資本金	3,000
	利益剰余金	140,390
	その他利益剰余金	140,390
	（うち当期純利益）	(190)
	合計	144,593

第20期決算公告

令和８年１月16日

大阪市中央区平野町三丁目３番７―901号
日本リアルエステート株式会社
代表取締役　吉田　和成

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	730,528
	固定資産	1,308,001
	合計	2,038,529
負純資産債及の部び	流動負債	14,540
	固定負債	1,503,201
	株主資本	520,787
	資本金	90,000
	利益剰余金	430,787
	その他利益剰余金	430,787
	（うち当期純利益）	(22,878)
	合計	2,038,529

第３期決算公告

令和８年１月16日

東京都渋谷区渋谷二丁目19番15号

湯沢株式会社

代表取締役　三枝　昭仁

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,880
	合計	8,880
負純資産債及びの部	流動負債	76
	株主資本	8,803
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,196
	その他利益剰余金	△1,196
	（うち当期純損失）	(368)
	合計	8,880

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億二千百五十万円、資本準備金の額を十億千二百二十五万円減少し、それぞれ百万円、二十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十日を予定しており、株主総会の決議は令和七年十二月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十六日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五号

代表取締役　湯沢株式会社

代表取締役　三枝　昭仁

第４期決算公告

令和８年１月16日

名古屋市東区矢田二丁目18番24号

ＫＳＧクリエイト株式会社

代表取締役　黒岩　孝彦

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	133,226
	固定資産	45,195
	繰延資産	0
	合計	178,421
負純資債及産のび部	流動負債	132,475
	固定負債	0
	株主資本	45,946
	資本金	10,000
	利益剰余金	35,946
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	35,946
	（うち当期純利益）	(11,660)
	自己株式	0
	合計	178,421

最終貸借対照表

令和８年１月16日

東京都港区南青山三丁目４番６号

ＡＯＹＡＭＡ346（２階）

公益財団法人日本児童養護施設財団

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	141
	固定資産	2
	合計	143
負味債財及産びの正部	流動負債	3
	負債合計	3
	一般正味財産	140
	正味財産合計	140
	合計	143

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は存続して解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

記

（甲）公益財団法人日本児童養護施設財団

東京都港区南青山二丁目六番二一号楽天リムザンハウス青山

代表理事　江原　均

（乙）公益財団法人楽天未来のつばさ

東京都港区南青山三丁目四番六号ＡＯＹＡＭＡ346（二階）

代表理事　青木　晴樹

（乙）http://www.mirainotsubasa.or.jp

令和八年一月十六日

第74期決算公告

令和８年１月15日

名古屋市中区丸の内三丁目18番地28号

教育産業株式会社

代表取締役社長　今枝　伸保

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	8,008,528
	固定資産	1,371,496
	繰延資産	382
	合計	9,380,406
負純資債及産のび部	流動負債	5,281,013
	固定負債	334,057
	株主資本	3,765,336
	資本金	62,500
	利益剰余金	3,791,973
	利益準備金	17,174
	その他利益剰余金	3,774,799
	（うち当期純利益）	(486,127)
	自己株式	△89,137
	合計	9,380,406

第82期決算公告

令和７年12月12日　　東京都中央区日本橋一丁目４番１号 日本橋一丁目ビルディング

ユーディーエックス特定目的会社

取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
特定資産の部			流動負債	2,548
固定資産		53,749	１年内償還予定社債	1,200
建物		19,885	固定負債	46,725
土地		33,773		
建設仮勘定		72		
特定資産の部合計		53,749	負債合計	49,273
その他の資産の部			社員資本	15,362
流動資産		10,793	特定資本金	0
固定資産		92	優先資本金	14,100
			剰余金	1,262
			当期未処分利益	1,262
その他の資産の部合計		10,886	純資産合計	15,362
資産合計		64,636	負債・純資産合計	64,636

損益計算書の要旨

（自　令和７年７月１日　至　令和７年９月30日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	2,764	税引前当期純利益	1,263
営業費用	1,511	法人税、住民税及び事業税	0
営業利益	1,252	法人税等調整額	0
経常利益	1,263	当期純利益	1,262

第84期決算公告

2026年１月16日

東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目16番２号

株式会社桃屋

代表取締役社長　小出　雄二

貸借対照表の要旨　（2025年９月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	24,098	流動負債	2,935
固定資産	30,311	固定負債	912
		株主資本	44,883
		資本金	300
		資本剰余金	2,893
		資本準備金	1,286
		その他資本剰余金	1,606
		利益剰余金	41,689
		利益準備金	476
		その他利益剰余金	41,213
		（うち当期純利益）	(813)
		評価・換算差額等	5,677
資産合計	54,409	負債・純資産合計	54,409

第７期決算公告

令和８年１月16日

富山県高岡市葦附5858番地

丸喜産業株式会社

代表取締役　小薗　雄治

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,091,642	流動負債	1,097,107
固定資産	5,309,179	（うち賞与引当金）	(53,073)
		固定負債	4,044,772
		株主資本	2,258,942
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,444,000
		資本準備金	1,272,000
		その他資本剰余金	1,172,000
		利益剰余金	△285,057
		その他利益剰余金	△285,057
		（うち当期純損失）	(99,536)
資産合計	7,400,822	負債・純資産合計	7,400,822

第 68 期 決 算 公 告

令和７年12月16日

千葉県市川市塩浜２丁目30番地

アズマプレコート株式会社

代表取締役社長　石井　伸之

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,302,053
	固定資産	1,892,915
	有形固定資産	1,624,840
	無形固定資産	41,733
	投資その他の資産	226,341
	資産合計	**3,194,969**
負債及び純資産の部	流動負債	434,186
	賞与引当金	31,666
	その他	402,520
	固定負債	289,539
	退職給付引当金	190,846
	役員退職慰労引当金	45,900
	その他	52,793
	負債合計	**723,726**
	株主資本	2,440,255
	資本金	250,000
	資本剰余金	36,000
	資本準備金	36,000
	利益剰余金	2,154,255
	利益準備金	44,160
	その他利益剰余金	2,110,095
	（うち当期純利益）	（50,413）
	評価・換算差額等	30,987
	その他有価証券評価差額金	30,987
	純資産合計	**2,471,242**
	負債・純資産合計	**3,194,969**

第 64 期 決 算 公 告

令和８年１月16日

東京都新宿区西新宿一丁目25番１号

二幸産業株式会社

代表取締役　原　敬一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,074,390
	固定資産	1,788,080
	資産合計	**7,862,471**
負債及び純資産の部	流動負債	3,202,150
	うち賞与引当金	500,000
	固定負債	1,133,777
	株主資本	3,443,972
	資本金	50,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	3,383,972
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	3,371,472
	（うち当期純利益）	（153,258）
	評価・換算差額等	82,570
	その他有価証券評価差額金	82,570
	負債・純資産合計	**7,862,471**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月十六日

東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号

（甲）二幸産業株式会社

代表取締役　原　敬一

静岡県浜松市中央区砂山町三五三番地一

（乙）株式会社アセント

代表取締役　原　敬一

第 36 期決算公告

令和８年１月16日

静岡県浜松市中央区砂山町353番地１

株式会社アセント

代表取締役　原　敬一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	131,881
	固定資産	745,330
	資産合計	**877,211**
負債及び純資産の部	流動負債	636,978
	うち賞与引当金	3,300
	固定負債	982,457
	株主資本	△742,223
	資本金	50,000
	資本剰余金	290,910
	資本準備金	290,910
	利益剰余金	△1,083,134
	その他利益剰余金	△1,083,134
	（うち当期純損失）	（38,773）
	負債・純資産合計	**877,211**

第22期決算公告

令和８年１月16日

静岡県浜松市中央区高林五丁目６番31号

エネジン株式会社

代表取締役　藤田源右衛門

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の部	流動資産	5,514,752
	固定資産	3,839,851
	繰延資産	5,562
	資産合計	**9,360,166**
負債及び純資産の部	流動負債	1,482,552
	従業員賞与引当金	95,000
	その他	1,387,552
	固定負債	3,969,426
	退職給与引当金	32,444
	修繕引当金	407,000
	その他	3,529,981
	株主資本	3,908,188
	資本金	90,000
	資本剰余金	738,867
	資本準備金	738,867
	利益剰余金	3,079,320
	利益準備金	3,570
	その他利益剰余金	3,075,750
	（うち当期純利益）	（228,378）
	負債・純資産合計	**9,360,166**

第 28 期 決 算 公 告

令和８年１月16日

京都府綴喜郡井手町大字井手小字柏原

21番地の１

株式会社ウイング

代表取締役　古賀　太志

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の部	流動資産	177,256,007
	固定資産	1,414,039,496
	繰延資産	183,600
	合計	**1,591,479,103**
負債及び純資産の部	流動負債	98,608,779
	固定負債	472,838,000
	株主資本	1,020,032,324
	資本金	21,000,000
	資本剰余金	952,053,694
	その他資本剰余金	952,053,694
	利益剰余金	46,978,630
	利益準備金	111,672
	その他利益剰余金	46,866,958
	（うち当期純利益）	（16,225,023）
	合計	**1,591,479,103**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十六日

京都府綴喜郡井手町大字井手小字柏原二一番地の一

（甲）株式会社ウイング

代表取締役　古賀　太志

大阪市城東区新喜多一丁目一番三号

（乙）株式会社平和観光

代表取締役　上野　雅弘

第 51 期 決 算 公 告

令和８年１月16日

大阪市城東区新喜多一丁目１番３号

株式会社平和観光

代表取締役　上野　雅弘

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（円）
資の部	流動資産	15,666,159
	固定資産	32,155,779
	合計	**47,821,938**
負債及び純資産の部	流動負債	4,881,992
	固定負債	5,000,000
	株主資本	37,939,946
	資本金	18,500,000
	利益剰余金	20,439,946
	利益準備金	2,550,000
	その他利益剰余金	17,889,946
	（うち当期純利益）	（941,693）
	自己株式	△1,000,000
	合計	**47,821,938**

第 14 期 決 算 公 告

令和８年１月16日

神戸市兵庫区大開通七丁目１番17号

株式会社トモエシステム

代表取締役　柳瀬　秀人

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,249,551
	固定資産	1,076,439
	合計	10,325,990
負債及び純資産の部	流動負債	8,688,021
	固定負債	133,625
	株主資本	1,504,344
	資本金	10,000
	資本剰余金	45,881
	その他資本剰余金	45,881
	利益剰余金	1,569,960
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,567,460
	（うち当期純利益）	(425,466)
	自己株式	△121,497
	合計	10,325,990

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月十六日

神戸市兵庫区大開通七丁目一番一七号
（甲）株式会社トモエシステム
代表取締役　柳瀬　秀人

千葉県市川市堀之内三丁目一七番二八号
（乙）日栄商事株式会社
代表取締役　柳瀬　秀人

第 37 期 決 算 公 告

令和８年１月16日
千葉県市川市堀之内三丁目17番28号
日栄商事株式会社
代表取締役　柳瀬　秀人

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	320,570
	固定資産	35,072
	繰延資産	317
	合計	355,958
負債及び純資産の部	流動負債	190,525
	固定負債	2,001
	株主資本	163,433
	資本金	11,750
	利益剰余金	151,683
	利益準備金	2,938
	その他利益剰余金	148,745
	（うち当期純利益）	(40,935)
	合計	355,958

第 76 期 決 算 公 告

令和８年１月16日

広島県府中市桜が丘三丁目３番地１

ヒロボー株式会社

代表取締役　松坂晃太郎

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,335,378
	固定資産	2,075,008
	有形固定資産	1,505,160
	無形固定資産	14,359
	投資その他の資産	555,488
	合計	3,410,387
負債及び純資産の部	流動負債	618,882
	納税引当金	5,854
	賞与引当金	15,820
	その他	597,207
	固定負債	1,818,124
	退職給与引当金	61,120
	その他	1,757,004
	負債の部合計	2,437,007
	株主資本	843,431
	資本金	80,008
	資本剰余金	951
	資本準備金	951
	利益剰余金	762,471
	利益準備金	10,980
	その他利益剰余金	751,491
	（うち当期純利益）	(32,962)
	評価・換算差額等	129,948
	有価証券評価差額	129,948
	純資産の部合計	973,379
	合計	3,410,387

第 51 期 決 算 公 告

令和８年１月16日

兵庫県尼崎市金楽寺町一丁目３番30号

サンエー技研株式会社

代表取締役　三宅　　健

貸借対照表の要旨
（令和７年２月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,404,465
	固定資産	1,709,601
	合計	4,114,067
負債及び純資産の部	流動負債	733,617
	賞与引当金	19,000
	固定負債	644,538
	退職給付引当金	93,638
	役員退職引当金	350,900
	株主資本	2,732,402
	資本金	98,460
	資本剰余金	86,460
	資本準備金	86,460
	利益剰余金	2,547,482
	利益準備金	24,615
	その他利益剰余金	2,522,867
	（うち当期純損失）	(39,671)
	評価・換算差額等	3,509
	その他有価証券評価差額金	3,509
	合計	4,114,067

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月十六日

兵庫県尼崎市金楽寺町一丁目三番三〇号
（甲）サンエー技研株式会社
代表取締役　三宅　健

兵庫県尼崎市金楽寺町一丁目三番三〇号
（乙）S&Eエンジニアリング株式会社
代表取締役　三宅　健

第 3 期 決 算 公 告

令和８年１月16日
兵庫県尼崎市金楽寺町一丁目３番30号
S＆Eエンジニアリング株式会社
代表取締役　三宅　健

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,795
	固定資産	216
	繰延資産	155
	合計	26,167
負債及び純資産の部	流動負債	68,388
	株主資本	△42,220
	資本金	20,000
	利益剰余金	△62,220
	その他利益剰余金	△62,220
	（うち当期純損失）	(13,907)
	合計	26,167

第 102 期決算公告　令和８年１月16日

札幌市中央区南３条東５丁目２番地

日本清酒株式会社

代表取締役社長　佐藤　友治

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	617,062
	固定資産	1,718,021
	合計	2,335,083
負債及び純資産の部	流動負債	325,946
	（賞与引当金）	(9,938)
	固定負債	847,974
	（退職給付引当金）	(2,123)
	株主資本	1,084,045
	資本金	100,000
	資本剰余金	496,244
	資本準備金	496,244
	利益剰余金	491,725
	利益準備金	148,250
	その他利益剰余金	343,475
	（うち当期純損失）	(116,642)
	自己株式	△3,924
	評価・換算差額等	77,118
	その他有価証券評価差額金	77,118
	合計	2,335,083